

**令和元年度 春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画）
新旧対照表（案）**

令和元年度 春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																				
5	24	第1編 総則 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第2節 重点を置くべき事項 3 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 市民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	第1編 総則 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第2節 重点を置くべき事項 3 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 市民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。 また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。	表記の整理 避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正																																				
10	1	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 3 指定地方行政機関 <table><tr><td>機関名</td><td>災害予防</td><td>災害応急対策</td><td>災害復旧・復興</td></tr><tr><td>中部地方整備局（愛知国道事務所春日井出張所、名古屋国道事務所名古屋国道維持第2出張所、庄内川河川事務所）</td><td>（略）</td><td>1 所管施設の緊急点検、緊急輸送道路の確保等の応急対策2 情報連絡員（リエゾン）及び災害対策派遣（TEC-FORCE）の派遣</td><td>（略）</td></tr></table> 4、5 （略） 6 指定地方公共機関 <table><tr><td>機関名</td><td>災害予防</td><td>災害応急対策</td><td>災害復旧・復興</td></tr><tr><td>（一社）愛知県トラック協会</td><td>緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄</td><td>災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対する配車</td><td>――</td></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	中部地方整備局（愛知国道事務所春日井出張所、名古屋国道事務所名古屋国道維持第2出張所、庄内川河川事務所）	（略）	1 所管施設の緊急点検、緊急輸送道路の確保等の応急対策2 情報連絡員（リエゾン）及び災害対策派遣（TEC-FORCE）の派遣	（略）	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	（一社）愛知県トラック協会	緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄	災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対する配車	――	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 3 指定地方行政機関 <table><tr><td>機関名</td><td>災害予防</td><td>災害応急対策</td><td>災害復旧・復興</td></tr><tr><td>中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所）</td><td>（略）</td><td>1 所管施設の緊急点検、緊急輸送道路等の確保等の応急対策2 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣</td><td>（略）</td></tr></table> 4、5 （略） 6 指定地方公共機関 <table><tr><td>機関名</td><td>災害予防</td><td>災害応急対策</td><td>災害復旧・復興</td></tr><tr><td>（一社）愛知県トラック協会</td><td>――</td><td>災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応</td><td>――</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所）	（略）	1 所管施設の緊急点検、緊急輸送道路等の確保等の応急対策2 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣	（略）	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	（一社）愛知県トラック協会	――	災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応	――	（略）				表記の整理 <
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																					
中部地方整備局（愛知国道事務所春日井出張所、名古屋国道事務所名古屋国道維持第2出張所、庄内川河川事務所）	（略）	1 所管施設の緊急点検、緊急輸送道路の確保等の応急対策2 情報連絡員（リエゾン）及び災害対策派遣（TEC-FORCE）の派遣	（略）																																					
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																					
（一社）愛知県トラック協会	緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄	災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対する配車	――																																					
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																					
中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所）	（略）	1 所管施設の緊急点検、緊急輸送道路等の確保等の応急対策2 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣	（略）																																					
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																					
（一社）愛知県トラック協会	――	災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応	――																																					
（略）																																								

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(略)		
21	24	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 5 広域応援体制の整備 (1) (略) (2) 応援協定の締結等 ア (略) イ 民間団体等との協定 災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 (追加) (3)～(6) (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況（資料5－1～69）	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 5 広域応援体制の整備 (1) (略) (2) 応援協定の締結等 ア (略) イ 民間団体等との協定 災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 <u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</u> (3)～(6) (略) 資料 「様式・資料集」協定等の締結状況（資料5－1～86）	表記の整理
29	12	第4節 消防救急体制の整備 4 航空災害対策 消防本部は、航空機の墜落等大規模な航空事故に備え、<u>消防活動施設等の整備に努めるとともに、名古屋飛行場緊急計画連絡協議会と連携し定期的に消火救難訓練を実施する。</u>	第4節 消防救急体制の整備 4 航空災害対策 消防本部は、航空機の墜落等大規模な航空事故に備え、<u>消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、県（名古屋空港事務所、関係機関（西春日井広域事務組合、小牧市及び名古屋市））と連携し、毎年1回消火救難訓練を実施する。</u>	表記の整理
32	5	第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1) 防災意識の啓発	第2章 市民の防災行動力の向上 第1節 防災意識の高揚 1 市民に対する防災意識の啓発と知識の普及 (1) 防災意識の啓発	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 また、県及び市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 ア～オ （略） カ 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動 キ～コ （略） (2)、(3) （略） (4) 過去の災害教訓の伝承 県及び市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。	市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 また、県及び市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 ア～オ （略） カ 警報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動 キ～コ （略） (2)、(3) （略） (4) 過去の災害教訓の伝承 県及び市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。 また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</u>	表記の整理 表記の整理 表記の整理
34	1	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 1 児童等への防災対策 (1) （略） (2) 防災教育の実施 学校等での災害を未然に防止し、災害による教育活動等への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。 ア 児童等に対する<u>安全教育</u> 児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な<u>安全教育</u>を行う。<u>安全教育</u>は、教育課程に位置づけて実施し、学級指導（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせ、効果的に行うよう配慮する。	第2節 学校等における防災教育及び安全対策 1 児童等への防災対策 (1) （略） (2) 防災教育の実施 学校等での災害を未然に防止し、災害による教育活動等への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な<u>防災教育</u>を行う。 ア 児童等に対する<u>防災教育</u> 児童等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校等において防災上必要な<u>防災教育</u>を行う。<u>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。</u>また、防災教育は、教育	表記の整理 避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			課程に位置づけて実施し、学級指導（ホームルーム活動）、 <u>学校行事及び訓練等</u> とも関連を持たせ、効果的に行うよう配慮する。	
38	2	第４節 防災ボランティアとの連携 １ 連携協力体制の推進 ボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進し、市社会福祉協議会を始め日本赤十字社等やボランティア団体が連携・協力して災害時の活動が円滑にできるよう、活動環境の整備を図る。 （追加）	第４節 防災ボランティアとの連携 １ 連携協力体制の推進 ボランティア活動に対する意識を高め、組織化を促進し、市社会福祉協議会を始め日本赤十字社等やNPO・ボランティア等が連携・協力して災害時の活動が円滑にできるよう、活動環境の整備を図る。 <u>市、県及び国は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u> <u>また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。</u>	表記の整理 対策の追加
39	12	第５節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策 災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。 市においては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、<u>ボランティア団体等</u>の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。 （略） ３ 要配慮者の防災教育及び防災訓練	第５節 要配慮者の安全対策及び避難行動の促進対策 災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。 市においては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、<u>NPO・ボランティア等</u>の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。 （略） ３ 要配慮者の防災教育及び防災訓練	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(1) 要配慮者が自らの対応能力を高められるよう、個々の態様に合わせた防災教育や<u>ボランティア団体</u>と連携した防災訓練の実施に努める。 4～9 (略) 10 避難行動の促進対策 (1) 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u> (2) 災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。 (追加) (3) (略) (4) さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。	(1) 要配慮者が自らの対応能力を高められるよう、個々の態様に合わせた防災教育や<u>NPO・ボランティア等</u>と連携した防災訓練の実施に努める。 4～9 (略) 10 避難行動の促進対策 (1) 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u> (2) 災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。 <u>また、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</u> (3) (略) (4) さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、<u>災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、</u>気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。	避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正 対策の追加 対策の追加
44	1	第6節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 マニュアルの作成 (1)～(4) (略) (5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めること (6) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保	第6節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 マニュアルの作成 (1)～(4) (略) (5) 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて<u>5段階の警戒レベルを付記するとともに</u>避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めること (6) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保	避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		措置を講ずべきことにも留意すること (7) 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること ア 避難の勧告・指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防情報の発表など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するように努めるものとする。 (追加) なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく。 イ 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。 (追加)	措置を講ずべきことや、既に災害が発生している状況（<u>〔警戒レベル5〕</u>）で未だ避難できていない場合には命を守るための<u>最善の行動をとる必要があることにも留意すること</u> (7) 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること ア 避難の勧告・指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（<u>大雨、暴風等の特別警戒、警戒及び注意報並びにその補完的な情報等</u>）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防情報の発表など、<u>該当する警戒レベル相当情報を基に、</u>具体的・客観的な内容であらかじめ設定するように努めるものとする。 <u>また、避難勧告等の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。〔警戒レベル5〕災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u> なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく。 イ 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。 <u>なお、土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・</u>	表記の整理 対策の追加 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>危険箇所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに「警戒レベル5」災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示する。</u>	
45	9	第7節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (1) 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア <u>避難の勧告又は指示</u> を行う基準及び伝達方法 イ、ウ (略) エ 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 オ、カ (略) 2 (略) 資料 「様式・資料集」(略) (追加)	第7節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (1) 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア <u>避難勧告等</u> を行う基準及び伝達方法 イ、ウ (略) エ 指定緊急避難場所開放、指定避難所及び福祉避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 オ、カ (略) 2 (略) 資料 「様式・資料集」(略) <u>土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設(資料1-11)</u>	表記の整理
47	2	第8節 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 (略)	第8節 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、 <u>一時滞在施設(滞在場所)</u> の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 (略)	表記の整理
49	20	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 宅地等の安全対策 (1)～(5) (略) (6) 土砂災害対策の推進 県は、土砂災害危険箇所等について順次、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、災害発生のおそれのある地域を土砂災害警戒区域に指定している。市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報または警報の発令	第3章 災害に強い都市の形成 第1節 防災まちづくりの推進 2 宅地等の安全対策 (1)～(5) (略) (6) 土砂災害対策の推進 県は、土砂災害危険箇所等について順次、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、災害発生のおそれのある地域を土砂災害警戒区域に指定している。市は、この区域について、土砂災害に関する情報の収集や伝達、予報または警報の発令	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難勧告の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。 (7) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア、イ (略) ウ 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な<u>避難勧告等の発令基準</u>を設定する。 (8) (略) (9) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ア 計画の作成等 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設__の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。 (ア)、(イ) (略) イ (略) ウ 施設管理者等に対する支援 市及び県は、<u>当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。</u> エ (略) (10) (略) (11) <u>老朽ため池</u> <u>老朽ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。</u> また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える<u>恐れのあるため池</u>（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。	や伝達、避難その他必要な警戒避難体制を確立する。また、避難勧告等の発令基準の策定、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。 (7) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア、イ (略) ウ 土砂災害警戒情報（<u>警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕</u>）が発表された場合に直ちに避難勧告、避難指示（緊急）を発令することを基本とした具体的な<u>発令判断につながる事項</u>を設定する。 (8) (略) (9) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ア 計画の作成等 <u>土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。</u> (ア)、(イ) (略) イ (略) ウ 施設管理者等に対する支援 市及び県は、<u>市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。</u> エ (略) (10) (略) (11) <u>ため池</u> <u>ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。</u> また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える<u>おそれのあるため池</u>（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を	表記の整理 避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正 表記の整理 表記の整理 対策の追加 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			図るものとする。	
54	1	第2節 都市基盤整備の推進 1 公共施設 (1) 道路 ア 道路防災対策 (略) (2) (略) (3) 河川等 ア～オ (略) カ 水災害連携の連絡会・協議会 (ア) (略) (イ) 水防協議会 <u>県は県管理河川を対象に、中部地方整備局は国管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。</u> キ、ク (略) ケ 水防管理者における措置 水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを、浸水被害軽減地区として指定することができる。 (追加) コ (略)	第2節 都市基盤整備の推進 1 公共施設 (1) 道路 ア 道路防災対策 (ア) (略) (イ) <u>山間地域の道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。</u> (2) (略) (3) 河川等 ア～オ (略) カ 水災害連携の連絡会・協議会 (ア) (略) (イ) <u>大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）</u> <u>水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。</u> キ、ク (略) ケ 水防管理者における措置 水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、<u>河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。</u> <u>また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。</u> コ (略)	表記の整理 表記の整理 対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		サ 地下街等の所有者又は管理者における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。 シ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (ア) 計画の作成等 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。 (略) (イ)、(ウ) (略) (エ) 施設管理者等に対する支援 市及び県は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。 ス 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。	サ 地下街等の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域内に位置し、</u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。 シ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (ア) 計画の作成等 <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、</u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。 (略) (イ)、(ウ) (略) (エ) 施設管理者等に対する支援 市及び県は、<u>市地域防災計画に名称及び所在地が定められた</u>当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。 ス 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域内に位置し、</u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。	表記の整理 表記の整理 表記の整理
60	19	2 都市排水対策 (1)、(2) (略) (3) 総合的な排水対策 ア～キ (略) ク 排水機場の運転管理者は、河川水位を基準として排水機の運転及び停止に関し、対応するものとする。	2 都市排水対策 (1)、(2) (略) (3) 総合的な排水対策 ア～キ (略) ク 排水機場の運転管理者は、河川水位を基準として排水機の運転及び停止 <u>(運転調整含む)</u> に関し、対応するものとする。	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考				
61	22	第3節 防災対策施設の整備 2 指定避難所等 (1) 指定避難所等の指定 ア 指定避難所 災害時の避難所として各小学校等を指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。また、標示板を設置するなど市民に周知する。 <table><tr><td>指定避難所</td><td>味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、岩成台小、岩成台西小、丸田小、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、中部大学</td></tr></table> (2)、(3) (略) (4) 避難に関する広報 イ 避難のための知識の普及 (ア) (略) (イ) 避難時における知識 a～c (略) (追加) (ウ) (略) ウ その他 (ア) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。	指定避難所	味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、岩成台小、岩成台西小、丸田小、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、中部大学	第3節 防災対策施設の整備 2 指定避難所等 (1) 指定避難所等の指定 ア 指定避難所 災害時の避難所として次の小学校等を指定し、市民の安全確保、物資の配給等被災者の救援を行う。また、標示板を設置するなど市民に周知する。 <table><tr><td>指定避難所</td><td>味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、岩成台小、岩成台西小、丸田小、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、中部大学、<u>南城中</u></td></tr></table> (2)、(3) (略) (4) 避難に関する広報 イ 避難のための知識の普及 (ア) (略) (イ) 避難時における知識 a～c (略) <u>d 【警戒レベル5】災害発生情報が発令された場合、未だ避難できていない住民は命を守るための最善の行動をとる必要があること</u> (ウ) (略) ウ その他 (ア) 市は、<u>指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</u>	指定避難所	味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、岩成台小、岩成台西小、丸田小、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、中部大学、 <u>南城中</u>	南城中学校を新たに指定避難所に追加したことによる修正 避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正 表記の整理
指定避難所	味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、岩成台小、岩成台西小、丸田小、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、中部大学							
指定避難所	味美小、山王小、白山小、勝川小、春日井小、牛山小、松山小、柏原小、鷹来小、西山小、大手小、東野小、北城小、小野小、上条小、神領小、篠木小、八幡小、篠原小、松原小、鳥居松小、高座小、不二小、玉川小、出川小、坂下小、西尾小、神屋小、高森台小、中央台小、東高森台小、石尾台小、押沢台小、藤山台小、岩成台小、岩成台西小、丸田小、高蔵寺まなびと交流センター、旧西藤山台小学校施設、中部大学、 <u>南城中</u>							
71	16	第6章 企業防災の促進 第1節 基本方針	第6章 企業防災の促進 第1節 基本方針					

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		2 企業防災の促進 市及び県、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。 (追加)	2 企業防災の促進 市、県及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。 <u>また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u>	対策の追加
71	23	第2節 対策 1 企業の取組 (1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 <u>また、</u>防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。	第2節 対策 1 企業の取組 (1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u>具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。	対策の追加
74	22	第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 2 災害警戒本部 (1) (略) (2) 組織及び人員 警戒本部は、次に掲げる部、課及び室の職員をもって構成する。	第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動組織 第1節 活動組織の設置 2 災害警戒本部 (1) (略) (2) 組織及び人員 警戒本部は、次に掲げる部、課及び室の職員をもって構成する。	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																								
		なお、建設部及び総務部の警戒本部員は、警戒本部の業務を統括管理する。 <table><tr><th>態勢</th><th>人数</th><th>構成</th></tr><tr><td>初 動 態 勢</td><td>2 名</td><td>初動当番者 (庁舎内各部の<u>管理職 2 名を輪番制で指定</u>)</td></tr><tr><td>第 1 次 態 勢</td><td>6 名</td><td>1 次当番者 (初動当番者 2 名に加え、<u>庁内の総務部・建設部・産業部・健康福祉部・まちづくり推進部・上下水道部・消防本部のうち管理職 4 名を輪番制で指定</u>)</td></tr><tr><td>第 2 次 態 勢</td><td>12 名</td><td>2 次当番者 (消防本部を除く庁内各部の主査職 6 名を輪番制で指定)</td></tr></table> (注) 通信指令室職員は、通常の勤務体制で対応する。	態勢	人数	構成	初 動 態 勢	2 名	初動当番者 (庁舎内各部の <u>管理職 2 名を輪番制で指定</u>)	第 1 次 態 勢	6 名	1 次当番者 (初動当番者 2 名に加え、 <u>庁内の総務部・建設部・産業部・健康福祉部・まちづくり推進部・上下水道部・消防本部のうち管理職 4 名を輪番制で指定</u>)	第 2 次 態 勢	12 名	2 次当番者 (消防本部を除く庁内各部の主査職 6 名を輪番制で指定)	(削除) <table><tr><th>態勢</th><th>人数</th><th>構成</th></tr><tr><td>初 動 態 勢</td><td>2 名</td><td>初動当番者 (<u>指定 11 課^{※1}を除く</u>庁内各部管理職 2 名を輪番制で指定)</td></tr><tr><td>第 1 次 態 勢</td><td>6 名</td><td>1 次当番者^{※2} (初動当番者 2 名に加え、<u>指定 11 課^{※1}の管理職 2 名及び指定 11 課^{※1}を除く</u>庁内各部管理職 2 名を輪番制で指定)</td></tr><tr><td>第 2 次 態 勢</td><td>12 名</td><td>2 次当番者 (<u>1 次当番者^{※2} 6 名に加え、消防本部を除く</u>庁内各部の主査職 6 名を輪番制で指定)</td></tr></table> (注) 通信指令室職員は、通常の勤務体制で対応する<u>ため、輪番制から除く。</u> <u>※1 市民安全課、農政課、都市政策課、都市整備課、道路課、河川排水課、公園緑地課、下水建設課、消防総務課、消防救急課、予防課</u> <u>※2 農政課は専門的な知識・技術を要する農業用水の巡視等の業務を行える職員に限られるため、災害警戒本部従事中であっても、当該業務を優先させる。</u>	態勢	人数	構成	初 動 態 勢	2 名	初動当番者 (<u>指定 11 課^{※1}を除く</u> 庁内各部管理職 2 名を輪番制で指定)	第 1 次 態 勢	6 名	1 次当番者 ^{※2} (初動当番者 2 名に加え、 <u>指定 11 課^{※1}の管理職 2 名及び指定 11 課^{※1}を除く</u> 庁内各部管理職 2 名を輪番制で指定)	第 2 次 態 勢	12 名	2 次当番者 (<u>1 次当番者^{※2} 6 名に加え、消防本部を除く</u> 庁内各部の主査職 6 名を輪番制で指定)	体制の整理 災害警戒本部の体制を変更したことによる修正
態勢	人数	構成																										
初 動 態 勢	2 名	初動当番者 (庁舎内各部の <u>管理職 2 名を輪番制で指定</u>)																										
第 1 次 態 勢	6 名	1 次当番者 (初動当番者 2 名に加え、 <u>庁内の総務部・建設部・産業部・健康福祉部・まちづくり推進部・上下水道部・消防本部のうち管理職 4 名を輪番制で指定</u>)																										
第 2 次 態 勢	12 名	2 次当番者 (消防本部を除く庁内各部の主査職 6 名を輪番制で指定)																										
態勢	人数	構成																										
初 動 態 勢	2 名	初動当番者 (<u>指定 11 課^{※1}を除く</u> 庁内各部管理職 2 名を輪番制で指定)																										
第 1 次 態 勢	6 名	1 次当番者 ^{※2} (初動当番者 2 名に加え、 <u>指定 11 課^{※1}の管理職 2 名及び指定 11 課^{※1}を除く</u> 庁内各部管理職 2 名を輪番制で指定)																										
第 2 次 態 勢	12 名	2 次当番者 (<u>1 次当番者^{※2} 6 名に加え、消防本部を除く</u> 庁内各部の主査職 6 名を輪番制で指定)																										
76	15	3 災害対策本部 (1)～(5) (略) 災害対策本部組織図	3 災害対策本部 (1)～(5) (略) 災害対策本部組織図																									

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																
		春日井市防災会議 「春日井市災害対策本部（現地災害対策本部）」 春日井市災害警戒本部 本部長（市長） 本部長付（企画政策部長） 副本部長（副市長、教育長） 部長（総務部長、企画政策部長、 財政部長、市民生活部長、文化 スポーツ部長、健康福祉部長、 青少年子ども部長、環境部長、 産業部長、まちづくり推進部 長、建設部長、上下水道部長、 会計管理者、消防長、教育部長、 議会事務局長、監査事務局長） 部長会議 本部事務局 動員部 情報管理部 市民窓口部 技術部 消防公安部 避難部 救護福祉部 物資供給部 衛生部 ボランティア部 会計部 消防補助員 指定避難所 福祉避難所 施設配備 態 勢 設置及び廃止通知先 <table><tr><td rowspan="2">愛知県</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>防災局災害 対策課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	愛知県	(略)	(略)	防災局災害 対策課	(略)	(略)	(略)	(略)	春日井市防災会議 「春日井市災害対策本部（現地災害対策本部）」 春日井市災害警戒本部 本部長（市長） 本部長付（企画政策部長） 副本部長（副市長、教育長） 部長（総務部長、<u>総務部参事</u>、企 画政策部長、財政部長、市民生 活部長、文化スポーツ部長、健 康福祉部長、青少年子ども部 長、環境部長、産業部長、まち づくり推進部長、建設部長、<u>建 設部次長兼まちづくり推進部 次長</u>、上下水道部長、会計管理 者、消防長、教育部長、議会事 務局長、監査事務局長） 部長会議 本部事務局 動員部 情報管理部 市民窓口部 技術部 消防公安部 避難部 救護福祉部 物資供給部 衛生部 ボランティア部 会計部 消防補助員 指定避難所 福祉避難所 施設配備 態 勢 設置及び廃止通知先 <table><tr><td rowspan="2">愛知県</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>防災安全局 災害対策課</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	愛知県	(略)	(略)	防災安全局 災害対策課	(略)	(略)	(略)	(略)	表記の整理 <
愛知県	(略)	(略)																		
	防災局災害 対策課	(略)																		
(略)	(略)	(略)																		
愛知県	(略)	(略)																		
	防災安全局 災害対策課	(略)																		
(略)	(略)	(略)																		

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考	
		犬山市	(略)	(略)	(略)	犬山市	(略)	(略)	(略)	表記の整理	
		江南市	危機管理室 防災安全課	(略)	(略)	江南市	都市整備部 防災安全課	(略)	(略)		
		ア、イ (略)				ア、イ (略)					
		(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局				(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局					
		市町名	担当部課名	住所	連絡先		担当部課名	住所	連絡先		電話
											FAX
											防災行政 無線電話
		瀬戸	市長直轄組織 危機管理課	(略)			市長直轄組織 危機管理課	(略)			(略)
											(略)
											(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
		豊明市	市民生活部 防災防犯対策室	(略)			市民生活部 防災防犯対策課	(略)			(略)
											(略)
											729-4605
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
		長久手市	くらし文化部 安心安全課	(略)			くらし文化部 安心安全課	(略)			0561-56-0611
											0561-63-6585
											732-2-366
		資料 「様式・資料集」愛知県東尾張地区における災害時相互 応援に関する協定書（資料5－20）				資料 「様式・資料集」愛知県東尾張地区における災害時相互 応援に関する協定書（資料5－19）					
		(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属する西日本ブロックの代表市へ応援を要請 する。なお、平成 29、30 年度は、一宮市が代表市となってい る。				(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属する西日本ブロックの代表市へ応援を要請 する。なお、令和元年度は、一宮市が代表市となっている。					
		4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結地方自治体に対する応 援要請等 (略) 災害時相互応援協定締結地方自治体				4 近隣市町及び災害時相互応援協定締結地方自治体に対する応 援要請等 (略) 災害時相互応援協定締結地方自治体					
		自治体名	担当部課名	住所	連絡先		担当部課名	住所	連絡先		電話
											FAX
		自治体名	担当部課名	住所	連絡先		担当部課名	住所	連絡先		FAX

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																				
		<table border="1"> <tr> <td>岐阜県 大垣市</td><td>生活環境部 <u>生活安全課</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	岐阜県 大垣市	生活環境部 <u>生活安全課</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>岐阜県 大垣市</td><td>生活環境部 <u>危機管理室</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	岐阜県 大垣市	生活環境部 <u>危機管理室</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
岐阜県 大垣市	生活環境部 <u>生活安全課</u>	(略)	(略)	(略)																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
岐阜県 大垣市	生活環境部 <u>危機管理室</u>	(略)	(略)	(略)																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																				
90	5	第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ 自衛隊災害派遣要請系統図 ※1 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、<u>直接知事</u>（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部（県民事務所等）へも連絡すること。 1～3 (略) 資料「様式・資料集」ヘリポート可能箇所（資料4－<u>4</u>）	第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ 自衛隊災害派遣要請系統図 ※1 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、<u>直接知事</u>（<u>防災安全局</u>）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部（県民事務所等）へも連絡すること。 1～3 (略) 資料「様式・資料集」ヘリポート可能箇所（資料4－<u>3</u>）	表記の整理																				
93	7	第4節 ボランティアとの連携 2 ボランティアコーディネーター (1)、(2) (略) (3) ボランティア団体等との連携 市及び県は、社会福祉協議会、市内及び市外から被災地入りしている<u>NPO等</u>のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、<u>連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</u>	第4節 ボランティアとの連携 2 ボランティアコーディネーター (1)、(2) (略) (3) ボランティア団体等との連携 市及び県は、社会福祉協議会、市内及び市外から被災地入りしている<u>NPO・ボランティア等</u>と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、<u>片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。</u>	表記の整理																				

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																				
94	23	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 3 通信の運用 (1)、(2) (略) (3) 直接通信連絡線（ホットライン）は、次の機関との通信連絡に活用する。 <table><tr><td>機関名</td><td>春日井警察署地域課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力株式会社春日井営業所 東邦瓦斯株式会社春日井営業所</td></tr></table>	機関名	春日井警察署地域課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力株式会社春日井営業所 東邦瓦斯株式会社春日井営業所	第2章 情報の収集及び伝達 第1節 通信連絡体制 3 通信の運用 (1)、(2) (略) (3) 直接通信連絡線（ホットライン）は、次の機関との通信連絡に活用する。 <table><tr><td>機関名</td><td>春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー春日井営業所 東邦ガス株式会社春日井営業所</td></tr></table>	機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー春日井営業所 東邦ガス株式会社春日井営業所	表記の整理																
機関名	春日井警察署地域課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力株式会社春日井営業所 東邦瓦斯株式会社春日井営業所																							
機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー春日井営業所 東邦ガス株式会社春日井営業所																							
96	17	第2節 気象情報等の収集及び伝達 1 気象情報 (1) 情報伝達系統 (注) 1 (略) 2 気象庁本庁から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 (2) 特別警報・警報等の種類及び発表基準 名古屋地方気象台が異常気象等によって災害が起こるおそれがあると予想したとき発表するものをいう。 ア 特別警報 <table><tr><td>種類</td><td>発表基準</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>大雨特別警報</td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> イ (略) ウ 注意報	種類	発表基準	(略)	(略)	(略)	(略)	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	(略)	(略)	第2節 気象情報等の収集及び伝達 1 気象情報 (1) 情報伝達系統 (注) 1 (略) 2 名古屋地方気象台から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 (2) 特別警報・警報等の種類及び発表基準 名古屋地方気象台が異常気象等によって災害が起こるおそれがあると予想したとき発表するものをいう。 ア 特別警報 <table><tr><td>種類</td><td>発表基準</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>大雨特別警報 (警戒レベル5相当情報)</td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> イ (略) ウ 注意報	種類	発表基準	(略)	(略)	(略)	(略)	大雨特別警報 (警戒レベル5相当情報)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	(略)	(略)	表記の整理 避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正
種類	発表基準																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																							
(略)	(略)																							
種類	発表基準																							
(略)	(略)																							
(略)	(略)																							
大雨特別警報 (警戒レベル5相当情報)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合																							
(略)	(略)																							

頁	行	修	正	前	修	正	後	備	考																								
				<table><tr><td>種類</td><td>発表基準</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>大雨注意報</td><td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 〔 表面雨量指数 12 土壌雨量指数が 97 を超えると予想される場合 〕</td></tr><tr><td>洪水注意報</td><td>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 〔 流域雨量指数が 内津川流域で 13.6 八田川流域で 9.1 地蔵川流域で 9 複合基準※1 が 内津川流域で (10、10.9) 八田川流域で (6、8.7) 地蔵川流域で (6、6.4) 庄内川流域で (8、19.2) を超えると予想される場合 庄名川に指定洪水予報（氾濫注意情報等）が発表される場合 〕</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> オ 土砂災害警戒情報 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で発表する防災情報。	種類	発表基準	(略)	(略)	(略)	(略)	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 〔 表面雨量指数 12 土壌雨量指数が 97 を超えると予想される場合 〕	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 〔 流域雨量指数が 内津川流域で 13.6 八田川流域で 9.1 地蔵川流域で 9 複合基準※1 が 内津川流域で (10、10.9) 八田川流域で (6、8.7) 地蔵川流域で (6、6.4) 庄内川流域で (8、19.2) を超えると予想される場合 庄名川に指定洪水予報（氾濫注意情報等）が発表される場合 〕	(略)	(略)		<table><tr><td>種類</td><td>発表基準</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>大雨注意報 <u>(警戒レベル2)</u></td><td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 〔 表面雨量指数 12 土壌雨量指数が 97 を超えると予想される場合 〕</td></tr><tr><td>洪水注意報 <u>(警戒レベル2)</u></td><td>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 〔 流域雨量指数が 内津川流域で 13.6 八田川流域で 9.1 地蔵川流域で 9 複合基準※1 が 内津川流域で (10、10.9) 八田川流域で (6、8.7) 地蔵川流域で (6、6.4) 庄内川流域で (8、19.2) を超えると予想される場合 庄内川に指定洪水予報（氾濫注意情報等）が発表される場合 〕</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> オ 土砂災害警戒情報<u>(警戒レベル4相当情報[土砂災害])</u> 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で発表する防災情報。	種類	発表基準	(略)	(略)	(略)	(略)	大雨注意報 <u>(警戒レベル2)</u>	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 〔 表面雨量指数 12 土壌雨量指数が 97 を超えると予想される場合 〕	洪水注意報 <u>(警戒レベル2)</u>	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 〔 流域雨量指数が 内津川流域で 13.6 八田川流域で 9.1 地蔵川流域で 9 複合基準※1 が 内津川流域で (10、10.9) 八田川流域で (6、8.7) 地蔵川流域で (6、6.4) 庄内川流域で (8、19.2) を超えると予想される場合 庄内川に指定洪水予報（氾濫注意情報等）が発表される場合 〕	(略)	(略)	避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正	避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正	避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正
種類	発表基準																																
(略)	(略)																																
(略)	(略)																																
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 〔 表面雨量指数 12 土壌雨量指数が 97 を超えると予想される場合 〕																																
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 〔 流域雨量指数が 内津川流域で 13.6 八田川流域で 9.1 地蔵川流域で 9 複合基準※1 が 内津川流域で (10、10.9) 八田川流域で (6、8.7) 地蔵川流域で (6、6.4) 庄内川流域で (8、19.2) を超えると予想される場合 庄名川に指定洪水予報（氾濫注意情報等）が発表される場合 〕																																
(略)	(略)																																
種類	発表基準																																
(略)	(略)																																
(略)	(略)																																
大雨注意報 <u>(警戒レベル2)</u>	大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 〔 表面雨量指数 12 土壌雨量指数が 97 を超えると予想される場合 〕																																
洪水注意報 <u>(警戒レベル2)</u>	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 〔 流域雨量指数が 内津川流域で 13.6 八田川流域で 9.1 地蔵川流域で 9 複合基準※1 が 内津川流域で (10、10.9) 八田川流域で (6、8.7) 地蔵川流域で (6、6.4) 庄内川流域で (8、19.2) を超えると予想される場合 庄内川に指定洪水予報（氾濫注意情報等）が発表される場合 〕																																
(略)	(略)																																

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		土砂災害監視システムの概念図 土砂災害警戒情報の伝達系統 (略) (注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議のうえ、愛知県建設部と名古屋地方気象台が共同して発表する。	土砂災害監視システムの概念図 土砂災害警戒情報の伝達系統 (略) (注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。	表記の整理 表記の整理
102	16	2 水防情報 (1) 水防情報伝達系統 ア～ウ (略) エ 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生） (2) 水防予警報の発表基準等 ア 庄内川洪水予報 中部地方整備局と名古屋地方気象台が共同して、庄内川に洪水のおそれがあると予想したとき発表するものをいう。	2 水防情報 (1) 水防情報伝達系統 ア～ウ (略) エ 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（警戒レベル3相当情報[洪水]）、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4相当情報[洪水]）、氾濫発生（警戒レベル5相当情報[洪水]）） (2) 水防予警報の発表基準等 ア 庄内川洪水予報 中部地方整備局と名古屋地方気象台が共同して、庄内川に洪水のおそれがあると予想したとき発表するものをいう。	避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
		種 類		発表基準	種 類		発表基準	表記の整理
		洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（レベル2）に到達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。	洪水注意報	氾濫注意情報 <u>（警戒レベル2 相当情報〔洪水〕</u>	基準地点の水位が氾濫注意水位（ <u>水位危険度</u> レベル2）に到達し、さらに上昇するおそれがあるときに発表する。	
			解除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。		解除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。	
		洪水警報	氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位（レベル4）に到達が見込まれるとき、あるいは避難判断水位（レベル3）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。	洪水警報	氾濫警戒情報 <u>（警戒レベル3 相当情報〔洪水〕</u>	一定時間後に氾濫危険水位（ <u>水位危険度</u> レベル4）に到達が見込まれるとき、あるいは避難判断水位（ <u>水位危険度</u> レベル3）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。	
			氾濫危険情報	氾濫危険水位（レベル4）に到達したときに発表する。		氾濫危険情報 <u>（警戒レベル4 相当情報〔洪水〕</u>	氾濫危険水位（ <u>水位危険度</u> レベル4）に到達したときに発表する。	
			氾濫発生情報	堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認され、氾濫が発生（レベル5）したときに発表する。		氾濫発生情報 <u>（警戒レベル5 相当情報〔洪水〕</u>	堤防からの水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認され、氾濫が発生（ <u>水位危険度</u> レベル5）したときに発表する。	
110	25	第3節 被害情報の収集及び伝達 3 県への報告 (1) (略) (2) 報告の対象となる被害、内容等 ア、イ (略) ウ 報告要領は、次のとおりとする。			第3節 被害情報の収集及び伝達 3 県への報告 (1) (略) (2) 報告の対象となる被害、内容等 ア、イ (略) ウ 報告要領は、次のとおりとする。			表記の整理
		区分	報告を要する場合	報告先	区分	報告を要する場合	報告先	
		人、住家被害等	(略)	県災害対策本部 (注) 対策本部が設置されていない場合は、防災局とする。	人、住家被害等	(略)	県災害対策本部 (注) 対策本部が設置されていない場合は、防災 <u>安全</u> 局とする。	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

頁

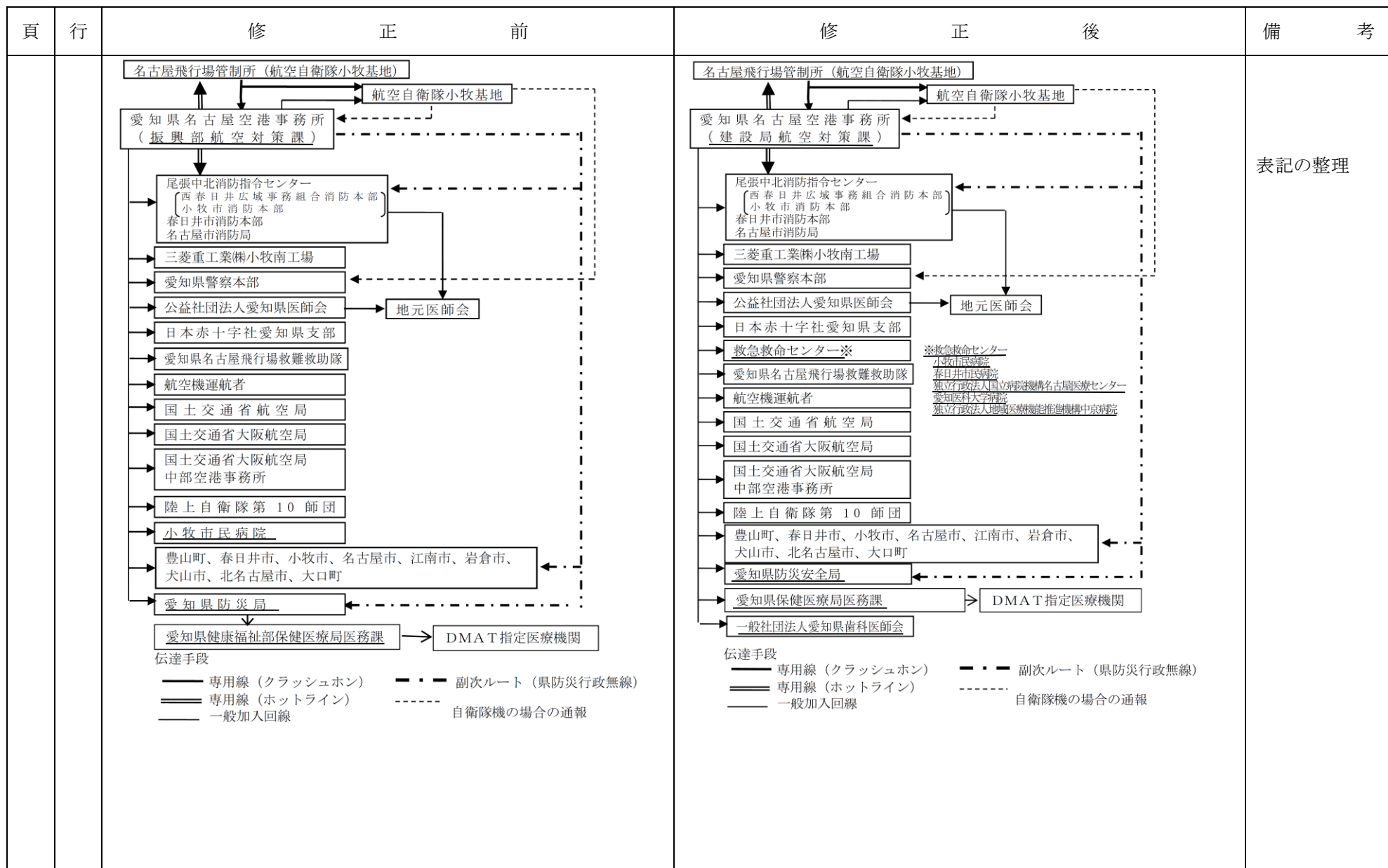
行

修	正	前	修	正	後	備	考																																																																																																																																																										
資料 (略) 「様式・資料集」被害認定基準 (資料 6 - 3) 災害報告 (第 5、6、9、10、11、13 号様式) 被害調査用紙 (被災者台帳) (第 15 号、15 号の 2 様式) 4 (略) 5 重要な災害情報の収集及び伝達 愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先			資料 (略) 「様式・資料集」被害認定基準 (資料 6 - 3) 災害報告 (第 5、6、9、10、11、14 号様式) 被害調査用紙 (被災者台帳) (第 15 号、15 号の 2 様式) 4 (略) 5 重要な災害情報の収集及び伝達 愛知県災害対策本部尾張方面本部への連絡先			表記の整理																																																																																																																																																											
<table><tr><th>区分</th><th>第 1 非常配備</th><th>第 2 非常配備 (準備体制)</th><th>第 2 非常配備 (警戒体制)</th><th>第 3 非常配備</th></tr><tr><td rowspan="15">勤務 時間 内</td><td>配 備 場所</td><td colspan="2">尾張県民事務所 防災保安課 (三の丸庁舎 4 階)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="8">NTT</td><td colspan="2">庁舎代表</td><td>(略)</td><td>庁舎代表</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">防災</td><td>内線</td><td>(略)</td><td>内線</td><td>(略)</td></tr><tr><td>直通</td><td>(略)</td><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">消防</td><td>内線</td><td>2432、2438</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">保安</td><td>内線</td><td>(略)</td></tr><tr><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td>NTTF AX</td><td colspan="2">(略)</td><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="7">防 災 行政 無線</td><td>防災</td><td>(略)</td><td>総括班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防</td><td>無 線 発 信 番 号 -602-2432、2438</td><td>総務班</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">保安</td><td rowspan="4">(略)</td><td>情報班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>支援班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>県民 相談</td><td>(略)</td></tr><tr><td>防 災 行政 無 線 (FA X)</td><td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">勤 務 時 間 外</td><td>配 備 場所</td><td colspan="2">尾張県民事務所 防災保安課 (三の丸庁舎 4 階)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>NTT</td><td>庁舎代表</td><td>(略)</td><td colspan="2"></td></tr></table>			区分	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備	勤務 時間 内	配 備 場所	尾張県民事務所 防災保安課 (三の丸庁舎 4 階)		(略)	NTT	庁舎代表		(略)	庁舎代表	(略)	防災	内線	(略)	内線	(略)	直通	(略)	直通	(略)	消防	内線	2432、2438			直通	(略)	保安	内線	(略)	直通	(略)	NTTF AX	(略)		直通	(略)	防 災 行政 無線	防災	(略)	総括班	(略)	消防	無 線 発 信 番 号 -602-2432、2438	総務班	(略)	保安	(略)	情報班	(略)	(略)	(略)	支援班	(略)	県民 相談	(略)	防 災 行政 無 線 (FA X)	(略)		(略)		勤 務 時 間 外	配 備 場所	尾張県民事務所 防災保安課 (三の丸庁舎 4 階)		(略)		NTT	庁舎代表	(略)			<table><tr><th>区分</th><th>第 1 非常配備</th><th>第 2 非常配備 (準備体制)</th><th>第 2 非常配備 (警戒体制)</th><th>第 3 非常配備</th></tr><tr><td rowspan="15">勤務 時間 内</td><td>配 備 場所</td><td colspan="2">尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎 4 階)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="8">NTT</td><td colspan="2">庁舎代表</td><td>(略)</td><td>庁舎代表</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">防災</td><td>内線</td><td>(略)</td><td>内線</td><td>(略)</td></tr><tr><td>直通</td><td>(略)</td><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">消防</td><td>内線</td><td>2434、2438</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">保安</td><td>内線</td><td>(略)</td></tr><tr><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td>NTTF AX</td><td colspan="2">(略)</td><td>直通</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="7">防 災 行政 無線</td><td>防災</td><td>(略)</td><td>総括班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>消防</td><td>無 線 発 信 番 号 -602-2434、2438</td><td>総務班</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">保安</td><td rowspan="4">(略)</td><td>情報班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>支援班</td><td>(略)</td></tr><tr><td>県民 相談</td><td>(略)</td></tr><tr><td>防 災 行政 無 線 (FA X)</td><td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">勤 務 時 間 外</td><td>配 備 場所</td><td colspan="2">尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎 4 階)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>NTT</td><td>庁舎代表</td><td>(略)</td><td colspan="2"></td></tr></table>			区分	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備	勤務 時間 内	配 備 場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎 4 階)		(略)	NTT	庁舎代表		(略)	庁舎代表	(略)	防災	内線	(略)	内線	(略)	直通	(略)	直通	(略)	消防	内線	2434、2438			直通	(略)	保安	内線	(略)	直通	(略)	NTTF AX	(略)		直通	(略)	防 災 行政 無線	防災	(略)	総括班	(略)	消防	無 線 発 信 番 号 -602-2434、2438	総務班	(略)	保安	(略)	情報班	(略)	(略)	(略)	支援班	(略)	県民 相談	(略)	防 災 行政 無 線 (FA X)	(略)		(略)		勤 務 時 間 外	配 備 場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎 4 階)		(略)		NTT	庁舎代表	(略)			表記の整理	
区分	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備																																																																																																																																																													
勤務 時間 内	配 備 場所	尾張県民事務所 防災保安課 (三の丸庁舎 4 階)		(略)																																																																																																																																																													
	NTT	庁舎代表		(略)	庁舎代表	(略)																																																																																																																																																											
		防災	内線	(略)	内線	(略)																																																																																																																																																											
			直通	(略)	直通	(略)																																																																																																																																																											
		消防	内線	2432、2438																																																																																																																																																													
			直通	(略)																																																																																																																																																													
		保安	内線	(略)																																																																																																																																																													
			直通	(略)																																																																																																																																																													
		NTTF AX	(略)		直通	(略)																																																																																																																																																											
	防 災 行政 無線	防災	(略)	総括班	(略)																																																																																																																																																												
		消防	無 線 発 信 番 号 -602-2432、2438	総務班	(略)																																																																																																																																																												
		保安	(略)	情報班	(略)																																																																																																																																																												
				(略)	(略)																																																																																																																																																												
				支援班	(略)																																																																																																																																																												
				県民 相談	(略)																																																																																																																																																												
防 災 行政 無 線 (FA X)		(略)		(略)																																																																																																																																																													
勤 務 時 間 外	配 備 場所	尾張県民事務所 防災保安課 (三の丸庁舎 4 階)		(略)																																																																																																																																																													
	NTT	庁舎代表	(略)																																																																																																																																																														
区分	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備																																																																																																																																																													
勤務 時間 内	配 備 場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎 4 階)		(略)																																																																																																																																																													
	NTT	庁舎代表		(略)	庁舎代表	(略)																																																																																																																																																											
		防災	内線	(略)	内線	(略)																																																																																																																																																											
			直通	(略)	直通	(略)																																																																																																																																																											
		消防	内線	2434、2438																																																																																																																																																													
			直通	(略)																																																																																																																																																													
		保安	内線	(略)																																																																																																																																																													
			直通	(略)																																																																																																																																																													
		NTTF AX	(略)		直通	(略)																																																																																																																																																											
	防 災 行政 無線	防災	(略)	総括班	(略)																																																																																																																																																												
		消防	無 線 発 信 番 号 -602-2434、2438	総務班	(略)																																																																																																																																																												
		保安	(略)	情報班	(略)																																																																																																																																																												
				(略)	(略)																																																																																																																																																												
				支援班	(略)																																																																																																																																																												
				県民 相談	(略)																																																																																																																																																												
防 災 行政 無 線 (FA X)		(略)		(略)																																																																																																																																																													
勤 務 時 間 外	配 備 場所	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎 4 階)		(略)																																																																																																																																																													
	NTT	庁舎代表	(略)																																																																																																																																																														

頁	行	修 正 前				修 正 後						備 考
		時 間 外		直通	(略)		時 間 外		直通	(略)		
		NTTF AX		(略)	NTTF AX			(略)				
		防 災 行政 無線		(略)	防 災 行政 無線			(略)				
		防 災 行政 無 線 (FA X)		(略)	防 災 行政 無 線 (FA X)			(略)				
		(略)					(略)					
		(追加)					愛知県災害対策本部への連絡先					
								平常時	第 1 非 常配備	第 2 非 常 配 備 (準 備 体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備
							本庁舎 2 階 防災安全局内			自治センター 6 階 災害情報センター		
		勤務時間内	NTT	052-951-3800(災害対策課) 052-951-1382(消防保安課) 052-961-2111(代表) 内線 2512(災害) 内線 2512(特殊災害) 内線 2522(火災) 内線 2522(危険物) 内線 2539(救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災、危険物)			052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302～5304(総括部総括班) 内線 5306～5307(総括部渉外班) 内線 5308～5310(広報部広報班) 内線 5311～5312(情報部整理班) 内線 5313, 5320～5322 (情報部局・公共機関班) 内線 5314～5316(情報部復旧班) 内線 5317～5319(情報部方面班) 内線 5339～5340(情報部調査班) 内線 5323～5324 (運用部庶務班・財務会計班) 内線 5325～5327 (運用部運用班・石コン本部)					
			NTT FAX	052-954-6912(2 階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922(6 階災害対策課通信グループ) 052-954-6913(2 階消防保安課内(火災・危険物))			052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107					
							連絡先の追加					

頁	行	修	正	後	備	考																														
				<table><tr><td></td><td>052-954-6994(1 階消防保安課内(救急・救助))</td><td></td></tr><tr><td>防 災 行 政 無 線</td><td>600-2512(2 階災害対策課内) 600-2512(災害) 600-2512(特殊災害) 600-2522(火災) 600-2522(危険物) 600-2539(救急・救助)</td><td>600-1360～1362(総括部総括班) 600-1363(総括部渉外班) 600-1364(広報部広報班) 600-1375(情報部整理班) 600-1365, 1367 (情報部局・公共機関班) 600-1366(情報部方面班) 600-1322(情報部調査班) 600-1321(警察・海保連絡員) 600-1324(自衛隊連絡員)</td></tr><tr><td>防 災 行 政 無 線 FAX</td><td>600-1510</td><td>600-1514</td></tr><tr><td rowspan="5">勤 務 時 間 外</td><td>NTT</td><td>052-954-6844(宿日直室)</td><td>上記勤務時間内の欄に同じ</td></tr><tr><td>NTT</td><td>052-954-6995(宿日直室)</td><td>同上</td></tr><tr><td>FAX</td><td></td><td></td></tr><tr><td>防 災 行 政 無 線</td><td>600-5250, 5251, 5252, 5253 (宿日直室)</td><td>同上</td></tr><tr><td>防 災 行 政 無 線 FAX</td><td>600-4695(宿日直室)</td><td>同上</td></tr><tr><td>e-mail</td><td>saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp</td><td>aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp</td></tr><tr><td>防災 web メール</td><td>kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)</td><td></td></tr></table>		052-954-6994(1 階消防保安課内(救急・救助))		防 災 行 政 無 線	600-2512(2 階災害対策課内) 600-2512(災害) 600-2512(特殊災害) 600-2522(火災) 600-2522(危険物) 600-2539(救急・救助)	600-1360～1362(総括部総括班) 600-1363(総括部渉外班) 600-1364(広報部広報班) 600-1375(情報部整理班) 600-1365, 1367 (情報部局・公共機関班) 600-1366(情報部方面班) 600-1322(情報部調査班) 600-1321(警察・海保連絡員) 600-1324(自衛隊連絡員)	防 災 行 政 無 線 FAX	600-1510	600-1514	勤 務 時 間 外	NTT	052-954-6844(宿日直室)	上記勤務時間内の欄に同じ	NTT	052-954-6995(宿日直室)	同上	FAX			防 災 行 政 無 線	600-5250, 5251, 5252, 5253 (宿日直室)	同上	防 災 行 政 無 線 FAX	600-4695(宿日直室)	同上	e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp	防災 web メール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)		
	052-954-6994(1 階消防保安課内(救急・救助))																																			
防 災 行 政 無 線	600-2512(2 階災害対策課内) 600-2512(災害) 600-2512(特殊災害) 600-2522(火災) 600-2522(危険物) 600-2539(救急・救助)	600-1360～1362(総括部総括班) 600-1363(総括部渉外班) 600-1364(広報部広報班) 600-1375(情報部整理班) 600-1365, 1367 (情報部局・公共機関班) 600-1366(情報部方面班) 600-1322(情報部調査班) 600-1321(警察・海保連絡員) 600-1324(自衛隊連絡員)																																		
防 災 行 政 無 線 FAX	600-1510	600-1514																																		
勤 務 時 間 外	NTT	052-954-6844(宿日直室)	上記勤務時間内の欄に同じ																																	
	NTT	052-954-6995(宿日直室)	同上																																	
	FAX																																			
	防 災 行 政 無 線	600-5250, 5251, 5252, 5253 (宿日直室)	同上																																	
	防 災 行 政 無 線 FAX	600-4695(宿日直室)	同上																																	
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp																																		
防災 web メール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)																																			
113	21	消防庁への連絡先 緊急消防援助隊の応援要請先(消防庁災害対策本部広域応援班)	<table><tr><td>N T T 回 線</td><td>消防防災無線</td></tr><tr><td>03-5253-7527</td><td>7527</td></tr><tr><td>03-5253-7537 (FAX)</td><td>7537 (FAX)</td></tr></table>	N T T 回 線	消防防災無線	03-5253-7527	7527	03-5253-7537 (FAX)	7537 (FAX)	消防庁への連絡先 通常時（平日（祝日、年末・年始除く）9:00～17:00） (消防庁防災課応急対策室)	表記の整理 連絡先の追加																									
N T T 回 線	消防防災無線																																			
03-5253-7527	7527																																			
03-5253-7537 (FAX)	7537 (FAX)																																			
			<table><tr><td>N T T 回 線</td><td>消防防災無線</td><td>地域衛星通信 ネットワーク</td></tr><tr><td>03-5253-7527</td><td>9#-92-90-43xxx</td><td>9-048-500-90-43xxx</td></tr><tr><td>03-5253-7537 (FAX)</td><td>92-9049033 (FAX)</td><td>(下3桁は衛星電話番号簿を参照) 9-048-500-90-49033 (FAX)</td></tr></table>	N T T 回 線	消防防災無線	地域衛星通信 ネットワーク	03-5253-7527	9#-92-90-43xxx	9-048-500-90-43xxx	03-5253-7537 (FAX)	92-9049033 (FAX)	(下3桁は衛星電話番号簿を参照) 9-048-500-90-49033 (FAX)																								
N T T 回 線	消防防災無線	地域衛星通信 ネットワーク																																		
03-5253-7527	9#-92-90-43xxx	9-048-500-90-43xxx																																		
03-5253-7537 (FAX)	92-9049033 (FAX)	(下3桁は衛星電話番号簿を参照) 9-048-500-90-49033 (FAX)																																		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考															
		夜間・休日時(消防庁宿直室) <table><tr><td>N T T回線</td><td>消防防災無線</td></tr><tr><td>03-5253-7777</td><td><u>7782</u></td></tr><tr><td>03-5253-<u>7537</u> (FAX)</td><td><u>7789</u> (FAX)</td></tr></table>	N T T回線	消防防災無線	03-5253-7777	<u>7782</u>	03-5253- <u>7537</u> (FAX)	<u>7789</u> (FAX)	夜間・休日時(消防庁宿直室) <table><tr><td>N T T回線</td><td>消防防災無線</td><td>地域衛星通信 <u>ネットワーク</u></td></tr><tr><td>03-5253-7777</td><td><u>92-90-49102</u></td><td><u>9-048-500-90-49102</u></td></tr><tr><td>03-5253-<u>7553</u> (FAX)</td><td><u>92-90-49036</u> (FAX)</td><td><u>9-048-500-90-49036</u> (FAX)</td></tr></table>	N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信 <u>ネットワーク</u>	03-5253-7777	<u>92-90-49102</u>	<u>9-048-500-90-49102</u>	03-5253- <u>7553</u> (FAX)	<u>92-90-49036</u> (FAX)	<u>9-048-500-90-49036</u> (FAX)	連絡先の追加
N T T回線	消防防災無線																		
03-5253-7777	<u>7782</u>																		
03-5253- <u>7537</u> (FAX)	<u>7789</u> (FAX)																		
N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信 <u>ネットワーク</u>																	
03-5253-7777	<u>92-90-49102</u>	<u>9-048-500-90-49102</u>																	
03-5253- <u>7553</u> (FAX)	<u>92-90-49036</u> (FAX)	<u>9-048-500-90-49036</u> (FAX)																	
120	1	第3章 消防・救助活動 第1節 消防活動 4 航空機事故による災害対策 (1) 情報の伝達系統 ア 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合（関係分）	第3章 消防・救助活動 第1節 消防活動 4 航空機事故による災害対策 (1) 情報の伝達系統 ア 空港又は小牧基地内で災害が発生した場合（関係分）																



頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		イ 空港外周辺地域で災害が発生した場合（関係分） （7）民間航空機の場合	イ 空港外周辺地域で災害が発生した場合（関係分） （7）民間航空機の場合	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
122	1	(イ) 自衛隊機の場合 (2)、(3) (略) 資料 「様式・資料集」愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-35)	(イ) 自衛隊機の場合 (2)、(3) (略) 資料 「様式・資料集」愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-42)	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
125	17	6 道路災害対策 (1) 情報の伝達系統 大規模道路災害が発生した場合の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。	6 道路災害対策 (1) 情報の伝達系統 大規模道路災害が発生した場合の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。	表記の整理
127	5	7 大規模火災対策 (1) 情報の伝達系統 大規模な火事災害が発生した場合の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。	7 大規模火災対策 (1) 情報の伝達系統 大規模な火事災害が発生した場合の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。	表記の整理
128	18	8 林野火災対策 (1) 情報の伝達系統 大規模な林野火災が発生した場合の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。	8 林野火災対策 (1) 情報の伝達系統 大規模な林野火災が発生した場合の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																				
				表記の整理																				
132	5	第3節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (1) (略) (2) 県防災ヘリコプター応援要請 ア 応援要請をするときは、あらかじめ防災局消防保安課防災航空グループに電話等により必要な速報を行ってから、緊急出動要請書を知事に提出する。 イ 緊急時応援連絡先	第3節 広域応援の要請 2 知事への応援要請 (1) (略) (2) 県防災ヘリコプター応援要請 ア 応援要請をするときは、あらかじめ防災安全局消防保安課防災航空グループに電話等により必要な速報を行ってから、緊急出動要請書を知事に提出する。 イ 緊急時応援連絡先	表記の整理																				
		<table><tr><td>防災局消防保安課防災航空グループ</td><td>(略)</td></tr></table>	防災局消防保安課防災航空グループ	(略)	<table><tr><td>防災安全局消防保安課 防災航空グループ</td><td>(略)</td></tr></table>	防災安全局消防保安課 防災航空グループ	(略)																	
防災局消防保安課防災航空グループ	(略)																							
防災安全局消防保安課 防災航空グループ	(略)																							
135	14	第4章 水防活動 第1節 水防体制 2 水防配備態勢 (1) 水防配備態勢の種類及び時期 <table><tr><th colspan="3">配備態勢</th><th>配備時期</th></tr><tr><td rowspan="2">警戒態勢</td><td>初動態勢</td><td>2名（庁舎内各部の管理職2名を輪番制で指定）</td><td rowspan="2">春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警</td></tr><tr><td>1次当番者</td><td>6名（初動当番者2名に加え、<u>庁内の総務部・建設部・産業部・健康福祉部・まちづくり推進部・上下水道部・消防本部の</u></td></tr></table>	配備態勢			配備時期	警戒態勢	初動態勢	2名（庁舎内各部の管理職2名を輪番制で指定）	春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警	1次当番者	6名（初動当番者2名に加え、 <u>庁内の総務部・建設部・産業部・健康福祉部・まちづくり推進部・上下水道部・消防本部の</u>	第4章 水防活動 第1節 水防体制 2 水防配備態勢 (1) 水防配備態勢の種類及び時期 <table><tr><th colspan="3">配備態勢</th><th>配備時期</th></tr><tr><td rowspan="2">警戒態勢</td><td>初動態勢</td><td>2名（<u>指定11課^{※1}を除く</u>庁舎内各部管理職2名を輪番制で指定）</td><td rowspan="2">春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警</td></tr><tr><td>1次当番者^{※2}</td><td>6名（初動当番者2名に加え、<u>指定11課^{※1}の管理職2名及び指定11課^{※1}を除く</u>庁内各部管理職2</td></tr></table>	配備態勢			配備時期	警戒態勢	初動態勢	2名（ <u>指定11課^{※1}を除く</u> 庁舎内各部管理職2名を輪番制で指定）	春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警	1次当番者 ^{※2}	6名（初動当番者2名に加え、 <u>指定11課^{※1}の管理職2名及び指定11課^{※1}を除く</u> 庁内各部管理職2	災害警戒本部の体制を変更したことによる修正
配備態勢			配備時期																					
警戒態勢	初動態勢	2名（庁舎内各部の管理職2名を輪番制で指定）	春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警																					
	1次当番者	6名（初動当番者2名に加え、 <u>庁内の総務部・建設部・産業部・健康福祉部・まちづくり推進部・上下水道部・消防本部の</u>																						
配備態勢			配備時期																					
警戒態勢	初動態勢	2名（ <u>指定11課^{※1}を除く</u> 庁舎内各部管理職2名を輪番制で指定）	春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警																					
	1次当番者 ^{※2}	6名（初動当番者2名に加え、 <u>指定11課^{※1}の管理職2名及び指定11課^{※1}を除く</u> 庁内各部管理職2																						

頁	行	修 正 前				修 正 後				備 考
				<u>うち管理職４名を輪番制で指定)</u>	報(準備)が発表されたとき。			<u>名を輪番制で指定)</u>	報(準備)が発表されたとき。	災害警戒本部の体制を変更したことによる修正
		2次当番者	12名(消防本部を除く庁内各部の主査職６名を輪番制で指定)			2次当番者	12名(<u>1次当番者※2</u> に加え、消防本部を除く庁内各部の主査職６名を輪番制で指定)			
		水防初動態勢	水防本部の ・部長全員(略)			水防初動態勢	水防本部の ・部長全員、 <u>次長及び参事</u> (略)			
		水防第１次配備態勢	水防本部の ・部長及び総括担当者全員(略)			水防第１次配備態勢	水防本部の ・部長、 <u>次長、参事</u> 及び総括担当者全員(略)			
		水防第２次配備態勢	水防本部に所属する職員のうち ・部長及び総括担当者全員(略)	(略)		水防第２次配備態勢	水防本部に所属する職員のうち ・部長、 <u>次長、参事</u> 及び総括担当者全員(略)	(略)		
						<u>※１ 市民安全課、農政課、都市政策課、都市整備課、道路課、河川排水課、公園緑地課、下水建設課、消防総務課、消防救急課、予防課</u> <u>※２ 農政課は専門的な知識・技術を要する農業用水の巡視等の業務を行える職員に限られるため、災害警戒本部従事中であっても、当該業務を優先させる。</u>				
138	22	第２節 水防活動の実施 ８ 緊急通行 水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。 ９ 公用負担 <u>水防団長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水</u>				第２節 水防活動の実施 ８ 緊急通行 水防団 <u>長、水防団員及び消防機関</u> に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。 ９ 公用負担 <u>水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。</u>				表記の整理 <

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u>	(1) <u>必要な土地の一時使用</u> (2) <u>土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用</u> (3) <u>車両その他の運搬用機器の使用</u> (4) <u>排水用機器の使用</u> (5) <u>工作物その他の障害物の処分</u> また、<u>水防管理者から委任を受けた者は、上記(1)から(4) ((2)における収用を除く。)</u>の権限を行使することができる。 <u>水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。</u>	
139	5	第5章 救援及び救護 第1節 避難 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。 (追加) その他、河川管理者や消防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示する。 避難勧告の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。 <u>また、夜間、早朝に避難勧告等が発令するような状況が想定さ</u>	第5章 救援及び救護 第1節 避難 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な【警戒レベル4】避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。 <u>避難勧告等の発令に際し、速やかに立ち退き避難を促す情報は、【警戒レベル4】避難勧告を基本とする。</u> <u>避難勧告等が発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</u> <u>また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。</u> その他、河川管理者や消防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示する。 <u>【警戒レベル4】避難勧告の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</u> (削除)	避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																
		れる場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等を発令する。 避難準備・高齢者等避難開始の発令により、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定避難所等を開設する。 （追加） なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。ただし、土砂災害については、避難場所に立退き避難することが原則となる。 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意し、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 （略） 1 避難勧告等 （1）（略） （2）避難準備・高齢者等避難開始 <table><tr><th>区 分</th><th>基 準 及 び 方 法</th></tr><tr><td>条件</td><td>災害の発生するおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施する必要が予想されるとき。 河川の水位が警戒（出動）水位を超え、かつ、引き続き相当の雨量が予想されるとき。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>伝達内容</td><td>勧告者、対象地域、避難準備勧告をすべき理由、</td></tr></table>	区 分	基 準 及 び 方 法	条件	災害の発生するおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施する必要が予想されるとき。 河川の水位が警戒（出動）水位を超え、かつ、引き続き相当の雨量が予想されるとき。	（略）	（略）	伝達内容	勧告者、対象地域、避難準備勧告をすべき理由、	【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の発令により、市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、必要に応じ、【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定避難所等を開設する。 なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 （削除） 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意し、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 （略） 1 避難勧告等 （1）（略） （2）【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始 <table><tr><th>区 分</th><th>基 準 及 び 方 法</th></tr><tr><td>条件</td><td>災害の発生するおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施する必要が予想されるとき。 河川の水位が基準水位を超え、かつ、引き続き相当の雨量が予想されるとき。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>伝達内容</td><td>発令者、対象地域、避難先、避難行動をとるべき</td></tr></table>	区 分	基 準 及 び 方 法	条件	災害の発生するおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施する必要が予想されるとき。 河川の水位が基準水位を超え、かつ、引き続き相当の雨量が予想されるとき。	（略）	（略）	伝達内容	発令者、対象地域、避難先、避難行動をとるべき	表記の整理 対策の整理
区 分	基 準 及 び 方 法																			
条件	災害の発生するおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施する必要が予想されるとき。 河川の水位が警戒（出動）水位を超え、かつ、引き続き相当の雨量が予想されるとき。																			
（略）	（略）																			
伝達内容	勧告者、対象地域、避難準備勧告をすべき理由、																			
区 分	基 準 及 び 方 法																			
条件	災害の発生するおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告、指示等を実施する必要が予想されるとき。 河川の水位が基準水位を超え、かつ、引き続き相当の雨量が予想されるとき。																			
（略）	（略）																			
伝達内容	発令者、対象地域、避難先、避難行動をとるべき																			

頁	行	修	正	前	修	正	後	備	考												
				<table><tr><td></td><td>避難時の携帯品及び避難方法</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		避難時の携帯品及び避難方法	(略)	(略)			<table><tr><td></td><td>理由、避難行動の内容</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>		理由、避難行動の内容	(略)	(略)			表記の整理			
	避難時の携帯品及び避難方法																				
(略)	(略)																				
	理由、避難行動の内容																				
(略)	(略)																				
		(3) 避難勧告			(3) 【警戒レベル4】避難勧告、避難指示（緊急）※																
		<table><tr><td>区 分</td><td>基 準 及 び 方 法</td></tr><tr><td>条 件</td><td>当該地域又は土地建物等に災害の発生するおそれがあるとき。 堤防の崩れ、堤防からの漏水等決壊につながる前兆現象が現れたとき。 河川の水位が計画高水位を超え、かつ、引き続き相当の雨量が予想されるとき。 県及び名古屋気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合において、土砂災害の危険度が高まったと判断されるとき。 (追加)</td></tr><tr><td>伝達内容</td><td>勧告者、対象地域、避難すべき理由、避難先、避難経路その他必要な事項</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	基 準 及 び 方 法	条 件	当該地域又は土地建物等に災害の発生するおそれがあるとき。 堤防の崩れ、堤防からの漏水等決壊につながる前兆現象が現れたとき。 河川の水位が計画高水位を超え、かつ、引き続き相当の雨量が予想されるとき。 県及び名古屋気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合において、土砂災害の危険度が高まったと判断されるとき。 (追加)	伝達内容	勧告者、対象地域、避難すべき理由、避難先、避難経路その他必要な事項	(略)	(略)			<table><tr><td>区 分</td><td>基 準 及 び 方 法</td></tr><tr><td>条 件</td><td>当該地域又は土地建物等に災害の発生するおそれがあるとき。 堤防の崩れ、堤防からの漏水等決壊につながる前兆現象が現れたとき。 河川の水位が基準水位を超え、かつ、引き続き相当の雨量が予想されるとき。 県及び名古屋気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合において、土砂災害の危険度が高まったと判断されるとき。 土砂災害の発生についての前兆現象が現れたとき。</td></tr><tr><td>伝達内容</td><td>発令者、対象地域、避難先、避難行動をとるべき理由、避難行動の内容</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	基 準 及 び 方 法	条 件	当該地域又は土地建物等に災害の発生するおそれがあるとき。 堤防の崩れ、堤防からの漏水等決壊につながる前兆現象が現れたとき。 河川の水位が基準水位を超え、かつ、引き続き相当の雨量が予想されるとき。 県及び名古屋気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合において、土砂災害の危険度が高まったと判断されるとき。 土砂災害の発生についての前兆現象が現れたとき。	伝達内容	発令者、対象地域、避難先、避難行動をとるべき理由、避難行動の内容	(略)	(略)
区 分	基 準 及 び 方 法																				
条 件	当該地域又は土地建物等に災害の発生するおそれがあるとき。 堤防の崩れ、堤防からの漏水等決壊につながる前兆現象が現れたとき。 河川の水位が計画高水位を超え、かつ、引き続き相当の雨量が予想されるとき。 県及び名古屋気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合において、土砂災害の危険度が高まったと判断されるとき。 (追加)																				
伝達内容	勧告者、対象地域、避難すべき理由、避難先、避難経路その他必要な事項																				
(略)	(略)																				
区 分	基 準 及 び 方 法																				
条 件	当該地域又は土地建物等に災害の発生するおそれがあるとき。 堤防の崩れ、堤防からの漏水等決壊につながる前兆現象が現れたとき。 河川の水位が基準水位を超え、かつ、引き続き相当の雨量が予想されるとき。 県及び名古屋気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合において、土砂災害の危険度が高まったと判断されるとき。 土砂災害の発生についての前兆現象が現れたとき。																				
伝達内容	発令者、対象地域、避難先、避難行動をとるべき理由、避難行動の内容																				
(略)	(略)																				
		(4) 避難指示（緊急）			※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令 (4) 【警戒レベル5】災害発生情報																
		<table><tr><td>区 分</td><td>基 準 及 び 方 法</td></tr><tr><td>条件</td><td>状況が悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき。 土砂災害発生についての前兆現象が現れたとき。</td></tr><tr><td>伝達内容</td><td>指示者、対象地域、避難すべき理由、避難先、避難経路その他必要な事項</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	基 準 及 び 方 法	条件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき。 土砂災害発生についての前兆現象が現れたとき。	伝達内容	指示者、対象地域、避難すべき理由、避難先、避難経路その他必要な事項	(略)	(略)			<table><tr><td>区 分</td><td>基 準 及 び 方 法</td></tr><tr><td>条件</td><td>河川の越水や堤防の決壊、土砂災害等、市民の命に危険があり、市が災害の発生を把握したとき。</td></tr><tr><td>伝達内容</td><td>発令者、対象地域、避難先、避難行動をとるべき理由、避難行動の内容</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	基 準 及 び 方 法	条件	河川の越水や堤防の決壊、土砂災害等、市民の命に危険があり、市が災害の発生を把握したとき。	伝達内容	発令者、対象地域、避難先、避難行動をとるべき理由、避難行動の内容	(略)	(略)
区 分	基 準 及 び 方 法																				
条件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫したとき又は現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき。 土砂災害発生についての前兆現象が現れたとき。																				
伝達内容	指示者、対象地域、避難すべき理由、避難先、避難経路その他必要な事項																				
(略)	(略)																				
区 分	基 準 及 び 方 法																				
条件	河川の越水や堤防の決壊、土砂災害等、市民の命に危険があり、市が災害の発生を把握したとき。																				
伝達内容	発令者、対象地域、避難先、避難行動をとるべき理由、避難行動の内容																				
(略)	(略)																				
		(5)、(6) (略)			(5)、(6) (略)																
		(7) 市民への周知 (略)			(7) 市民への周知 (略)																

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。 （追加）	このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。 <u>市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</u>	対策の追加
145	4	5 避難所の開設 災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。 <u>なお、避難所が危険で不適当となった場合は、別の避難所に移送する。</u> <u>さらに、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u> 6 避難所の管理運営 (1)～(7) (略) (8) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	5 避難所の開設 災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</u> <u>また、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u> <u>なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとするが、避難所が危険で不適当となった場合は、別の避難所に移送する。</u> 6 避難所の管理運営 (1)～(7) (略) (8) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。	対策の追加 対策の追加 表記の整理
148	26	第2節 給水 資料 「様式・資料集」水道災害相互応援に関する覚書 (資料5－29) 水道事故等による相互応援協定（資料5－30） 災害時等の緊急応援給水に関する覚書（資料5－31） 災害時における飲料水の供給に関する協定	第2節 給水 資料 「様式・資料集」水道災害相互応援に関する覚書 (資料5－36) 水道事故等による相互応援協定（資料5－37） 災害時等の緊急応援給水に関する覚書（資料5－38） 災害時における飲料水の供給に関する協定	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(資料 5－32) 災害時における物資調達に関する協定 (資料 5－44～48) 災害時における支援協力に関する協定 (資料 5－54、55)	(資料 5－39) 災害時における物資調達に関する協定 (資料 5－55、56、58～60) 災害時における支援協力に関する協定 (資料 5－68、69、75、76)	
151	34	第 3 節 食糧 資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資 (資料 3－2) 災害時における物資調達に関する協定 (資料 5－44～48) 災害時における支援協力に関する協定 (資料 5－54、55、57、61)	第 3 節 食糧 資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資 (資料 3－2) 災害時における物資調達に関する協定 (資料 5－55～60) 災害時における支援協力に関する協定 (資料 5－68、69、71、75、76)	表記の整理
154	16	第 4 節 生活必需品 資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資 (資料 3－2) 災害時における物資調達に関する協定 (資料 5－44～49、51) 災害時における支援協力に関する協定 (資料 5－54～57、61)	第 4 節 生活必需品 資料 「様式・資料集」 食品及び備蓄物資 (資料 3－2) 災害時における物資調達に関する協定 (資料 5－55～61、65) 災害時における支援協力に関する協定 (資料 5－68～71、75、76)	表記の整理
157	5	第 5 節 医療 資料 「様式・資料集」 医療施設等 (資料 2－4) 春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時 医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関す る覚書 (資料 5－17) 災害医療救護に関する協定 (資料 5－39) 災害歯科医療救護に関する協定 (資料 5－40) 災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤 師の派遣協力に関する協定 (5－41)	第 5 節 医療 資料 「様式・資料集」 医療施設等 (資料 2－4) 災害医療救護に関する協定 (資料 5－47) 災害歯科医療救護に関する協定 (資料 5－48) 災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤 師の派遣協力に関する協定 (5－49) 春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時 医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関す る覚書 (資料 5－50)	表記の整理
157	29	第 6 節 住宅の確保 1 被災地域の調査 災害のため住家に被害が生じた場合、次の調査を実施する。 2 県 (建設部) 及び市における措置 (略)	第 6 節 住宅の確保 1 被災地域の調査 災害のため住家に被害が生じた場合、次の調査を実施する。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、職員等の安全を最優先として調 査に当たるものとする。</u> 2 県及び市における措置 (略)	表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																								
166	26	第 9 節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (1)～(4) (略) (5) 緊急通行車両の確認 緊急通行車両の確認手続きは、知事又は県公安委員会が実施する。 市が使用する車両は、本部事務局が知事又は県公安委員会に緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。 緊急通行車両等確認事務担当部局 <table><tr><td>県</td><td colspan="3">防災局災害対策課、尾張県民事務所防災保安課</td></tr><tr><td>県公安委員会</td><td>警察本部</td><td>交通規制課</td><td></td></tr><tr><td></td><td>警察署</td><td>交通課</td><td>交通検問所</td></tr></table> (6)～(7) (略) 2 (略) 資料 「様式・資料集」市有自動車（要配慮者搬送用） (資料 4－3) 災害時における物資調達に関する協定 (資料 5－44～48、50、51) 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定（資料 5－52） 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定（資料 5－53） 災害時における人員輸送に関する協定 (資料 5－21、22)	県	防災局災害対策課、尾張県民事務所防災保安課			県公安委員会	警察本部	交通規制課			警察署	交通課	交通検問所	第 9 節 緊急輸送 1 緊急輸送手段の確保 (1)～(4) (略) (5) 緊急通行車両の確認 緊急通行車両の確認手続きは、知事又は県公安委員会が実施する。 市が使用する車両は、本部事務局が知事又は県公安委員会に緊急通行車両の確認届出を行い、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受ける。 緊急通行車両等確認事務担当局 <table><tr><td>県</td><td colspan="3">防災安全局災害対策課、尾張県民事務所防災保安課</td></tr><tr><td>県公安委員会</td><td>警察本部</td><td>交通規制課</td><td></td></tr><tr><td></td><td>警察署</td><td>交通課</td><td>交通検問所</td></tr></table> (6)～(7) (略) 2 (略) 資料 「様式・資料集」要配慮者搬送用公用車 (資料 4－2) 災害時における物資調達に関する協定 (資料 5－55～60、62、65) 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定（資料 5－66） 災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定（資料 5－67） 災害時における人員輸送に関する協定 (資料 5－25、26)	県	防災安全局災害対策課、尾張県民事務所防災保安課			県公安委員会	警察本部	交通規制課			警察署	交通課	交通検問所	表記の整理 表記の整理
県	防災局災害対策課、尾張県民事務所防災保安課																											
県公安委員会	警察本部	交通規制課																										
	警察署	交通課	交通検問所																									
県	防災安全局災害対策課、尾張県民事務所防災保安課																											
県公安委員会	警察本部	交通規制課																										
	警察署	交通課	交通検問所																									
168	18	第 10 節 帰宅困難者対策 (略) 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等多岐にわたるものであり、事業所、学校、防災関係機関が連携及び協力し、支援体制の構築を図っていくとともに必要な対策を講じる。 1 一斉帰宅の抑制及び滞在場所の確保等	第 10 節 帰宅困難者対策 (略) 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等多岐にわたるものであり、事業所、学校、防災関係機関が連携及び協力し、支援体制の構築を図っていくとともに必要な対策を講じる。 1 一斉帰宅の抑制及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等	名称の修正 名称の修正																								

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。	公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等の支援を行う。	名称の修正
173	4	第7章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 道路管理者等公共施設の管理者は、災害発生時には速やかに活動体制を確立し、所管する施設の被害状況の把握、安全対策及び応急復旧措置を講ずる。 （追加） 1～4 （略） 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－<u>24、26</u>）	第7章 都市施設の応急対策 第1節 公共施設 道路管理者等公共施設の管理者は、災害発生時には速やかに活動体制を確立し、所管する施設の被害状況の把握、安全対策及び応急復旧措置を講ずる。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u> 1～4 （略） 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－<u>31、33</u>）	対策の追加 表記の整理
175	3	第2節 ライフライン 上水道をはじめとするライフライン関係機関は、災害発生後速やかに応急活動体制を確立し、被害状況の把握、施設機能の回復、危険防止等の応急復旧措置を講ずる。 （追加） なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。 1 （略） 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－<u>25</u>） 2～5 （略） 6 電話 (1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災	第2節 ライフライン 上水道をはじめとするライフライン関係機関は、災害発生後速やかに応急活動体制を確立し、被害状況の把握、施設機能の回復、危険防止等の応急復旧措置を講ずる。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u> なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。 1 （略） 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－<u>32</u>） 2～5 （略） 6 電話 (1) 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災	対策の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。 イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。 ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。 エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。 (追加)	害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。 <u>ア 西日本電信電話株式会社</u> (ア) 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。 (イ) 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。 (ウ) 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。 (エ) 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。 <u>イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> (ア) <u>応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。</u> (イ) <u>電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。</u>	表記の整理 表記の整理
179	17	第 8 章 交通対策及び災害警備 第 1 節 交通障害物の撤去 1 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定(資料 5－<u>24</u>) 2 路上放置車両等に関する措置 (1) 警察官の措置 ア～エ (略) オ 緊急通行車両の確認等 (ア) (略) (イ) 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 (2) 自衛官及び消防職員の措置 ア 派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、<u>災対法第 76 条の 3</u> (災害時における	第 8 章 交通対策及び災害警備 第 1 節 交通障害物の撤去 1 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における応急対策業務に関する協定(資料 5－<u>31</u>) 2 路上放置車両等に関する措置 (1) 警察官の措置 ア～エ (略) オ 緊急通行車両の確認等 (ア) (略) (イ) 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。 (2) 自衛官及び消防職員の措置 派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、<u>緊急交通路において災対法第 76 条の 3 の規</u>	表記の整理 表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>交通の規制等</u>)の規定により措置することができる。 イ <u>自衛官及び消防職員が災対法第76条の3の規定による措置をしたときは、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を警察署長に通知しなければならない。</u> 3 緊急輸送道路の確保 (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ア 巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。(追加) イ (略)	定により<u>緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件</u>に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を<u>管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知</u>しなければならない。 3 緊急輸送道路の確保 (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ア 巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u> イ (略)	対策の追加
186	2	第9章 廃棄物対策 第1節 <u>ごみの収集及び処理</u> 災害の発生により、一時的に多量に排出されるごみに的確に対処し、被災地区の良好な衛生環境の保持に努める。 1 <u>処理体制の確保</u> <u>市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保するため、平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき、平常時に災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</u> <u>また、災害の規模及び被害状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定し、関係団体等と連携した処理体制を早期に確立する。</u> (1) <u>施設等の確保</u> ア <u>クリーンセンターの非常点検を行い、施設及び設備の被害状況を把握し、応急復旧を行う。</u> イ <u>清掃事業所の非常点検を行い、施設、設備及び収集車両の被害状況を把握し、必要な収集車両を確保する。</u>	第9章 廃棄物対策 第1節 <u>ごみ・し尿対策</u> 災害の発生により、一時的に多量に排出されるごみに的確に対処し、被災地区の良好な衛生環境の保持に努める。 1 <u>災害廃棄物処理実行計画の策定</u> <u>市は、災害時の廃棄物に係る処理体制を確保するため、平成31年3月に春日井市災害廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)を策定した。処理計画は、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等の処理体制及び周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示したものである。</u> <u>災害発生後、市地域防災計画及び処理計画に基づき、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の推計発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等及び関係団体との連携等について具体的に記載するものとする。</u> 2 <u>処理体制の確保</u> <u>発生した廃棄物を円滑かつ迅速に処理するために、処理施設等の被害状況の把握を行うとともに、災害廃棄物の発生量を推計する。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集にあたるものとする。</u> (1) <u>施設等の確保</u> ア <u>クリーンセンター・衛生プラントの非常点検を行い、職</u>	災害廃棄物処理計画の策定による対策の修正 災害廃棄物処

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考										
		ウ <u>大量に生じるごみに対応するため、関係各部と協議し、必要に応じて十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保する。</u> (2) <u>応援・協力要請</u> ア <u>発生量等の状況に応じ、委託業者及び許可業者へ臨時収集について協力を要請する。</u> イ <u>ごみの発生量が大量で、市の収集処理能力を上回ると判断されるときは、県及び協定に基づく広域応援を要請する。</u> 被災時の支援体制 (略) 2 収集・処理方法 (1) 収集及び運搬 ア <u>ごみの分別は、可能な限り燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び処理困難物の5区分とする。</u> イ <u>市民及び事業所へごみの分別、排出抑制等について協力要請するとともに、収集計画に関する広報を実施する。</u> ウ <u>優先順位は、概ね次のとおりとする。</u> (ア) <u>腐敗性の高い燃やせるごみを最優先で収集する。</u> (イ) <u>被害の甚大な地域を優先的に収集する。なお、被害軽微地区のごみは、一時中止又は収集回数を減少するなどの措置をとる。</u> (ウ) <u>緊急性の低い燃やせないごみ及び粗大ごみは、一時仮置場に搬送し、被害家屋からの排出を優先して行う。</u> エ <u>道路等に排出又は放置されたごみは、適宜配車計画をたて分別の上、収集する。</u> オ 収集及び運搬に当たっては、交通規制等の道路状況を事	員、施設及び設備等の被害状況を把握し、応急復旧を行う。 イ <u>清掃事業所の非常点検を行い、職員、施設、設備及び収集車両等の被害状況を把握し、応急復旧を行う。</u> ウ <u>関係各部と協議し、必要に応じて十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保する。</u> エ <u>委託業者及び許可業者の被害状況を把握するとともに、道路被害、公共下水道被害及び交通規制等の状況を確認する。</u> オ <u>被害状況等に応じて、避難部と連携して避難所等の仮設トイレ等必要数を把握し、備蓄品を確保する。</u> (2) <u>応援・協力要請</u> ア <u>災害廃棄物の発生量等の状況に応じ、委託業者及び許可業者へ臨時収集について協力を要請する。</u> イ <u>市の既存施設による処理が困難で応援等が必要な場合は、県及び協定に基づく広域応援を要請する。</u> 被災時の支援体制 (略) 3 <u>ごみの収集・処理方法</u> (1) 収集及び運搬 ア <u>市民、避難所及び事業所等へごみの分別、排出抑制等について協力要請するとともに、収集方法について周知を行う。</u> イ <u>収集に当たっての優先順位は、概ね次のとおりとする。</u> <table><tr><th>優先順位</th><th>ごみの種類</th><th>特徴</th></tr><tr><td rowspan="3">高 ↑</td><td>感染性廃棄物</td><td>緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の付いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関と調整を行う。</td></tr><tr><td>使用済み簡易トイレ (し尿)</td><td>簡易トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する。</td></tr><tr><td>腐敗性廃棄物 (生ごみ)</td><td>ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。</td></tr></table>	優先順位	ごみの種類	特徴	高 ↑	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の付いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関と調整を行う。	使用済み簡易トイレ (し尿)	簡易トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する。	腐敗性廃棄物 (生ごみ)	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。	理計画の策定による対策の修正 災害廃棄物処理計画の策定による対策の
優先順位	ごみの種類	特徴												
高 ↑	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の付いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関と調整を行う。												
	使用済み簡易トイレ (し尿)	簡易トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する。												
	腐敗性廃棄物 (生ごみ)	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。												

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考					
		前に確認し、効率的な処理に努める。 (2) <u>処理</u> ア <u>クリーンセンターでの処理は、燃やせるごみを最優先して処理する。</u> イ <u>災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努め、状況に応じてクリーンセンター等へ搬入し処理する。</u> <u>なお、仮置場の衛生には十分配慮し、必要に応じて消毒等を実施する。</u> ウ <u>フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</u> エ <u>環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。</u> 資料 「様式・資料集」清掃施設・設備（資料２－５） ごみ処理相互援助に関する協定書（資料５－62） 災害時におけるフロン類の回収に関する協定書（資料５－63） 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料５－64～66） 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（資料５－67） 第２節 <u>し尿の収集及び処理</u> <u>浸水等の災害に伴うし尿の処理に迅速に対処し、日常生活に支障を及ぼさないよう衛生的な処理に努める。</u> 1 <u>処理体制の確保</u> 衛生部は、災害の規模及び被害状況に基づいた収集処理計画	<table><tr><td rowspan="2">↓ 低</td><td>その他燃やせるごみ</td><td>袋に入れて分別保管し、処理を行う。</td></tr><tr><td>資源物 燃やせないごみ</td><td>保管が可能であれば、できる限り家庭や避難所で保管する。</td></tr></table> ウ <u>資源、粗大ごみは、一時収集等を休止又は収集頻度を低減させ、優先順位の高いものを優先的に収集する。</u> エ <u>収集に当たっては、情報管理部との連絡を密にし、道路被害、交通規制などの情報を把握して安全かつ効率的に行う。</u> オ <u>災害廃棄物は、災害の規模に応じて設置する一次仮置場に一時的に集積する。</u> (2) <u>仮置場の運用及び災害廃棄物処理の実施</u> ア <u>燃やせるごみ及び感染性廃棄物については、収集後、仮置場へ搬入せず直接クリーンセンターへ搬入する。</u> イ <u>災害の規模に応じて、二次仮置場を設置する。二次仮置場では、一次仮置場で選別・保管・処理ができない災害廃棄物を搬入し、選別・保管・再資源化を行う。</u> ウ <u>災害廃棄物は、可能な限り分別して仮置場に持ち込む。また、仮置場には、分別区分の看板を設置する。</u> エ <u>仮置場において、有害物・危険物等は、遮水シート等を敷設するなど適切に管理を行う。</u> オ <u>仮置場では、環境汚染や火災を未然に防止するとともに、近隣住民・作業員の安全と健康を守るため、必要に応じて消毒剤・消臭剤散布など適切な衛生管理を行う。</u> カ <u>災害廃棄物は、可能な限り選別を行い、再資源化処理を図る。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</u> キ <u>災害廃棄物は、仮置場での選別後、市の既存処理施設で処理を行うこととし、市で処理がしきれない場合は、愛知県内での広域処理を検討する。</u> 4 <u>し尿の収集・処理方法</u> (1) <u>被害状況に応じ、避難部と調整し、仮設トイレを避難所等に設置する。</u> (2) <u>収集は、避難所や被害の甚大な地域を優先する。被害軽微</u>	↓ 低	その他燃やせるごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行う。	資源物 燃やせないごみ	保管が可能であれば、できる限り家庭や避難所で保管する。	修正 災害廃棄物処理計画の策定による対策の修正
↓ 低	その他燃やせるごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行う。							
	資源物 燃やせないごみ	保管が可能であれば、できる限り家庭や避難所で保管する。							

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>を策定し、関係団体等と連携した処理体制を早期に確立する。</u> (1) <u>施設等の確保</u> ア <u>衛生プラントの非常点検を行い、施設及び設備の被害状況を把握し、応急復旧を行う。</u> イ <u>収集車両の被害状況を把握し、必要な収集車両を確保する。</u> (2) <u>応援・協力要請</u> ア <u>浸水等の被害状況に応じ、委託業者及び許可業者へ臨時収集について協力を要請する。</u> イ <u>市の収集処理能力を上回ると判断されるときは、県及び協定に基づく広域応援を要請する。</u> ウ <u>浸水状態が長期化するなどの状況に応じ、仮設トイレを避難所等に避難部と調整し設置する。</u> <u>なお、仮設トイレの衛生状態の維持には、十分配慮し、適宜消毒等を実施する。</u> 2 <u>収集・処理方法</u> (1) <u>避難所や被害の甚大な地域を最優先で収集する。被害軽微地区のし尿は、一時中止するなどの措置をとる。</u> (2) <u>収集したし尿については、衛生プラントの脱水設備で処理を行い、水処理能力を上回る脱水ろ液は、勝西浄化センターの被害状況を確認し、処理可能であることを判断した後、送水する。なお、収集したし尿が脱水及び焼却能力を上回ると判断されるときは、下水道管路・各浄化センターの被害状況を確認し、し尿の投入が可能であることを判断した後、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。</u> 第3節 <u>がれき対策</u> 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－24、26）	<u>地区のし尿は、一時中止するなどの措置をとる。</u> (3) <u>収集したし尿については、衛生プラントの脱水設備で処理を行い、水処理能力を上回る脱水ろ液は、勝西浄化センターの被害状況を確認し、処理可能であることを判断した後、送水する。なお、収集したし尿が脱水及び焼却能力を上回ると判断されるときは、下水道管路・各浄化センターの被害状況を確認し、し尿の投入が可能であることを判断した後、収集時に最寄りの汚水マンホール等から直接投入する。</u> 資料 「様式・資料集」 清掃施設・設備（資料2－5） ごみ処理相互応援に関する協定（資料5－78） 災害時におけるフロン類の回収に関する協定（資料5－79） 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料5－80～83） 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（資料5－84） 第2節 <u>がれき対策</u> 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5－31、33）	表記の整理 災害廃棄物処理計画の策定による対策の修正 表記の整理
193	14	第10章 教育対策 第2節 学校教育の早期再開 災害時の児童生徒の安全確保に努めるとともに、教育環境の復旧及び回復を促進し、学校教育の早期再開に努める。 1 学校施設の復旧等	第10章 教育対策 第2節 学校教育の早期再開 災害時の児童生徒の安全確保に努めるとともに、教育環境の復旧及び回復を促進し、学校教育の早期再開に努める。 1 学校施設の復旧等	

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																								
		(1) 学校施設の被害状況の把握 ア、イ (略) (追加)	(1) 学校施設の被害状況の把握 ア、イ (略) ウ 被害状況の収集に関しては、気象条件等を踏まえ、巡視等にあたる職員等の安全を最優先として情報収集にあたるものとする。	対策の追加																																																																																								
197	7	第 11 章 災害救助法の適用 2 救助の種類 <table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>避難所の設置</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の設置</td><td colspan="2">県（建設部）</td></tr><tr><td>食品の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>飲料水の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>被服、寝具の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>医療、助産</td><td>市（県が委任）</td><td>県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>住宅の応急修理</td><td>市（県が委任）</td><td>県（建設部）</td></tr><tr><td rowspan="3">学用品の給与</td><td colspan="2" rowspan="3"></td></tr><tr></tr><tr></tr><tr><td>市立小・中学校等児童生徒分</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td><td colspan="2">県（県民文化局、教育委員会）</td></tr><tr><td>埋葬</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>死体の搜索及び処理</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr></table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建設部）		食品の給与	市（県が委任）		飲料水の給与	市（県が委任）		被服、寝具の給与	市（県が委任）		医療、助産	市（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市（県が委任）		住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建設部）	学用品の給与			市立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）		埋葬	市（県が委任）		死体の搜索及び処理	市（県が委任）		第 11 章 災害救助法の適用 2 救助の種類 <table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>避難所の設置</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の設置</td><td colspan="2">県（建築局）</td></tr><tr><td>食品の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>飲料水の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>被服、寝具の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>医療、助産</td><td>市（県が委任）</td><td>県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>住宅の応急修理</td><td>市（県が委任）</td><td>県（建築局）</td></tr><tr><td rowspan="3">学用品の給与</td><td colspan="2" rowspan="3"></td></tr><tr></tr><tr></tr><tr><td>市立小・中学校等児童生徒分</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td><td colspan="2">県（県民文化局、教育委員会）</td></tr><tr><td>埋葬</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>死体の搜索及び処理</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr></table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（建築局）		食品の給与	市（県が委任）		飲料水の給与	市（県が委任）		被服、寝具の給与	市（県が委任）		医療、助産	市（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市（県が委任）		住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建築局）	学用品の給与			市立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）		埋葬	市（県が委任）		死体の搜索及び処理	市（県が委任）		表記の整理
救助の種類	実施者																																																																																											
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																										
避難所の設置	市（県が委任）																																																																																											
応急仮設住宅の設置	県（建設部）																																																																																											
食品の給与	市（県が委任）																																																																																											
飲料水の給与	市（県が委任）																																																																																											
被服、寝具の給与	市（県が委任）																																																																																											
医療、助産	市（県が委任）	県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部																																																																																										
被災者の救出	市（県が委任）																																																																																											
住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建設部）																																																																																										
学用品の給与																																																																																												
市立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																																																																																											
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																																																																											
埋葬	市（県が委任）																																																																																											
死体の搜索及び処理	市（県が委任）																																																																																											
救助の種類	実施者																																																																																											
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																										
避難所の設置	市（県が委任）																																																																																											
応急仮設住宅の設置	県（建築局）																																																																																											
食品の給与	市（県が委任）																																																																																											
飲料水の給与	市（県が委任）																																																																																											
被服、寝具の給与	市（県が委任）																																																																																											
医療、助産	市（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部																																																																																										
被災者の救出	市（県が委任）																																																																																											
住宅の応急修理	市（県が委任）	県（建築局）																																																																																										
学用品の給与																																																																																												
市立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																																																																																											
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）																																																																																											
埋葬	市（県が委任）																																																																																											
死体の搜索及び処理	市（県が委任）																																																																																											

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 市（県が委任）	住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 市（県が委任）	
198	13	第4編 災害復旧・復興計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第1節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・<u> </u>使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。 （追加） （略） 資料 「様式・資料集」春日井市罹災証明書等交付要綱 （資料7－10）	第4編 災害復旧・復興計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第1節 罹災証明書の交付等 1 罹災証明書の交付 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険等の各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。 <u>住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u> （略） 資料 「様式・資料集」春日井市罹災証明書等交付要綱 （資料7－11）	対策の追加 表記の整理
199	28	第2節 義援金、災害弔慰金等 1 （略） 2 災害弔慰金の支給 (1)～(3) （略） (4) 被災者生活再建支援金 ア 県は、被災者生活再支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。	第2節 義援金、災害弔慰金等 1 （略） 2 災害弔慰金の支給 (1)～(3) （略） (4) 被災者生活再建支援金 ア 県は、被災者生活再支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。	

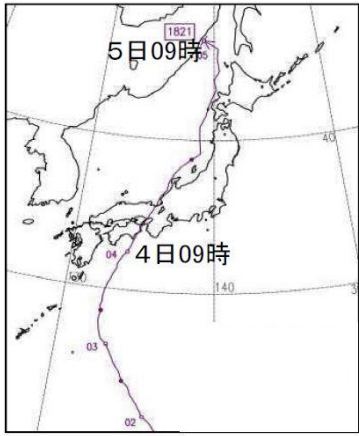
頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が県により拠出された基金を活用して行い、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。 イ （略） （追加）	なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が県により拠出された基金を活用して行い、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。 イ （略） <u>資料 「様式・資料集」春日井市被災者生活再建支援金支給要綱（資料7-7）</u>	表記の整理
201	28	第5節 復旧に係る資金融資 2 中小企業融資 災害により被害を受けた中小企業者に対しては、県の小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）等を始めとして、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付、信用保証協会の保証等による融資が行われる。市は、これらの特別措置について、県、春日井商工会議所等と連携を図り、中小企業者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。 （追加）	第5節 復旧に係る資金融資 2 中小企業融資 災害により被害を受けた中小企業者に対しては、県の小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）等を始めとして、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付、信用保証協会の保証等による融資が行われる。市は、これらの特別措置について、県、春日井商工会議所等と連携を図り、中小企業者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。 <u>また、平時より、県、春日井商工会議所等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</u>	対策の追加
206	10	第3章 公共施設の災害復旧計画 2 災害復旧に伴う財政援助 （略） <u>(1) 法律により一部負担又は補助されるもの</u> ア 法律 <u>(イ)～(ロ)</u> （略） イ 要綱等 <u>(イ)～(ウ)</u> （略） （追加）	第3章 公共施設の災害復旧計画 2 災害復旧に伴う財政援助 （略） <u>(削除)</u> <u>(1) 法律により一部負担又は補助されるもの</u> <u>ア～コ</u> （略） <u>(2) 要綱等により一部負担又は補助されるもの</u> <u>ア～ウ</u> （略） 3 激甚災害の指定 <u>(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力</u> <u>激甚災害及び局地激甚災害の指定に係る調査を県が行う際には、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項の調査等に協力する。</u>	表記の整理 対策の追加

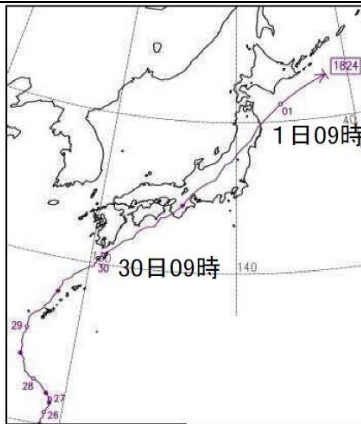
頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		(2) 激甚災害に係る財政援助措置 ア、イ (略) ウ 中小企業に関する特別の助成 (ア)、(イ) (略) (ウ) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 エ (略) 3 災害復旧事業の実施 (略)	(2) 指定後の関係調書等の提出 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県に提出する。 (3) 激甚災害に係る財政援助措置 ア、イ (略) ウ 中小企業に関する特別の助成 (ア)、(イ) (略) (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 エ (略) 4 災害復旧事業の実施 (略)	表記の整理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
210	1	資料3 気候 (1) 気温、風速、降雨量等 <table><tr><th rowspan="3">年 月</th><th colspan="3">気 温</th><th colspan="2">風 速</th><th rowspan="3">降雨日数</th><th rowspan="3">降 雨 量</th><th colspan="2">日 最 大 降 雨 量</th></tr><tr><th>平 均</th><th>最 高</th><th>最 低</th><th>平 均</th><th>最 高</th><th>月 日</th><th>降 雨 量</th></tr><tr><th>℃</th><th>℃</th><th>℃</th><th>m</th><th>m</th><th>月 日</th><th>降 雨 量</th></tr><tr><td>平成24年</td><td>15.8</td><td>37.4</td><td>-5.3</td><td>3.6</td><td>23.5</td><td>99</td><td>1,192.0</td><td>9月30日</td><td>70.5</td></tr><tr><td>25</td><td>16.4</td><td>37.8</td><td>-3.4</td><td>3.7</td><td>20.6</td><td>91</td><td>1,126.5</td><td>9月4日</td><td>94.5</td></tr><tr><td>26</td><td>16.1</td><td>37.8</td><td>-2.0</td><td>3.7</td><td>18.8</td><td>111</td><td>1,247.0</td><td>8月6日</td><td>96.0</td></tr><tr><td>27</td><td>16.7</td><td>42.0</td><td>-1.7</td><td>3.5</td><td>22.5</td><td>117</td><td>1,565.5</td><td>8月29日</td><td>57.0</td></tr><tr><td>28</td><td>17.1</td><td>39.2</td><td>-5.0</td><td>3.4</td><td>16.6</td><td>114</td><td>1,506.5</td><td>9月20日</td><td>99.5</td></tr><tr><td>28年 1</td><td>5.6</td><td>16.5</td><td>-5.0</td><td>3.4</td><td>13.0</td><td>5</td><td>43.0</td><td>1月29日</td><td>23.0</td></tr><tr><td>2</td><td>6.5</td><td>21.6</td><td>-2.5</td><td>3.9</td><td>14.5</td><td>6</td><td>63.5</td><td>2月20日</td><td>25.5</td></tr><tr><td>3</td><td>10.7</td><td>22.5</td><td>-0.7</td><td>4.1</td><td>14.6</td><td>6</td><td>99.0</td><td>3月19日</td><td>51.0</td></tr><tr><td>4</td><td>16.1</td><td>27.5</td><td>4.5</td><td>4.1</td><td>16.6</td><td>10</td><td>164.5</td><td>4月4日</td><td>48.5</td></tr><tr><td>5</td><td>21.1</td><td>34.1</td><td>12.3</td><td>3.6</td><td>13.6</td><td>12</td><td>113.5</td><td>5月17日</td><td>22.0</td></tr><tr><td>6</td><td>23.4</td><td>36.0</td><td>14.1</td><td>3.2</td><td>13.4</td><td>14</td><td>201.5</td><td>6月23日</td><td>60.0</td></tr><tr><td>7</td><td>27.2</td><td>38.0</td><td>19.9</td><td>2.7</td><td>13.3</td><td>7</td><td>126.0</td><td>7月9日</td><td>51.0</td></tr><tr><td>8</td><td>28.8</td><td>39.2</td><td>19.8</td><td>3.1</td><td>12.7</td><td>10</td><td>103.5</td><td>8月2日</td><td>44.0</td></tr><tr><td>9</td><td>25.2</td><td>35.6</td><td>16.7</td><td>2.9</td><td>15.7</td><td>18</td><td>325.5</td><td>9月20日</td><td>99.5</td></tr><tr><td>10</td><td>19.6</td><td>31.7</td><td>9.0</td><td>3.3</td><td>12.9</td><td>10</td><td>134.0</td><td>10月17日</td><td>47.0</td></tr><tr><td>11</td><td>12.4</td><td>22.4</td><td>3.4</td><td>3.4</td><td>14.4</td><td>10</td><td>64.0</td><td>11月27日</td><td>21.0</td></tr><tr><td>12</td><td>8.4</td><td>19.3</td><td>-0.1</td><td>3.5</td><td>14.2</td><td>6</td><td>68.5</td><td>12月13日</td><td>25.0</td></tr></table> 資料：春日井市統計書 平成 29 年版	年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日 最 大 降 雨 量		平 均	最 高	最 低	平 均	最 高	月 日	降 雨 量	℃	℃	℃	m	m	月 日	降 雨 量	平成24年	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5	25	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5	26	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月6日	96.0	27	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0	28	17.1	39.2	-5.0	3.4	16.6	114	1,506.5	9月20日	99.5	28年 1	5.6	16.5	-5.0	3.4	13.0	5	43.0	1月29日	23.0	2	6.5	21.6	-2.5	3.9	14.5	6	63.5	2月20日	25.5	3	10.7	22.5	-0.7	4.1	14.6	6	99.0	3月19日	51.0	4	16.1	27.5	4.5	4.1	16.6	10	164.5	4月4日	48.5	5	21.1	34.1	12.3	3.6	13.6	12	113.5	5月17日	22.0	6	23.4	36.0	14.1	3.2	13.4	14	201.5	6月23日	60.0	7	27.2	38.0	19.9	2.7	13.3	7	126.0	7月9日	51.0	8	28.8	39.2	19.8	3.1	12.7	10	103.5	8月2日	44.0	9	25.2	35.6	16.7	2.9	15.7	18	325.5	9月20日	99.5	10	19.6	31.7	9.0	3.3	12.9	10	134.0	10月17日	47.0	11	12.4	22.4	3.4	3.4	14.4	10	64.0	11月27日	21.0	12	8.4	19.3	-0.1	3.5	14.2	6	68.5	12月13日	25.0	資料3 気候 (1) 気温、風速、降雨量等 <table><tr><th rowspan="3">年 月</th><th colspan="3">気 温</th><th colspan="2">風 速</th><th rowspan="3">降雨日数</th><th rowspan="3">降 雨 量</th><th colspan="2">日 最 大 降 雨 量</th></tr><tr><th>平 均</th><th>最 高</th><th>最 低</th><th>平 均</th><th>最 高</th><th>月 日</th><th>降 雨 量</th></tr><tr><th>℃</th><th>℃</th><th>℃</th><th>m</th><th>m</th><th>月 日</th><th>降 雨 量</th></tr><tr><td>平成25年</td><td>16.4</td><td>37.8</td><td>-3.4</td><td>3.7</td><td>20.6</td><td>91</td><td>1,126.5</td><td>9月4日</td><td>94.5</td></tr><tr><td>26</td><td>16.1</td><td>37.8</td><td>-2.0</td><td>3.7</td><td>18.8</td><td>111</td><td>1,247.0</td><td>8月6日</td><td>96.0</td></tr><tr><td>27</td><td>16.7</td><td>42.0</td><td>-1.7</td><td>3.5</td><td>22.5</td><td>117</td><td>1,565.5</td><td>8月29日</td><td>57.0</td></tr><tr><td>28</td><td>17.1</td><td>39.2</td><td>-5.0</td><td>3.4</td><td>16.6</td><td>114</td><td>1,506.5</td><td>9月20日</td><td>99.5</td></tr><tr><td>29</td><td>16.2</td><td>37.7</td><td>-3.4</td><td>3.5</td><td>20.6</td><td>108</td><td>1,428.0</td><td>10月22日</td><td>144.0</td></tr><tr><td>29年 1</td><td>4.9</td><td>14.5</td><td>-3.4</td><td>3.7</td><td>14.4</td><td>6</td><td>23.0</td><td>1月8日</td><td>14.5</td></tr><tr><td>2</td><td>5.3</td><td>14.7</td><td>-1.5</td><td>4.4</td><td>14.4</td><td>5</td><td>37.0</td><td>2月23日</td><td>19.5</td></tr><tr><td>3</td><td>8.5</td><td>20.6</td><td>0.6</td><td>4.4</td><td>15.5</td><td>7</td><td>49.0</td><td>3月21日</td><td>26.0</td></tr><tr><td>4</td><td>15.1</td><td>28.3</td><td>3.8</td><td>3.8</td><td>16.5</td><td>11</td><td>127.5</td><td>4月17日</td><td>38.5</td></tr><tr><td>5</td><td>21.0</td><td>34.7</td><td>10.1</td><td>3.1</td><td>11.8</td><td>6</td><td>45.0</td><td>5月25日</td><td>14.0</td></tr><tr><td>6</td><td>22.8</td><td>33.7</td><td>14.4</td><td>3.5</td><td>13.8</td><td>8</td><td>131.0</td><td>6月30日</td><td>75.0</td></tr><tr><td>7</td><td>28.7</td><td>37.7</td><td>21.1</td><td>2.6</td><td>10.2</td><td>14</td><td>173.0</td><td>7月4日</td><td>62.5</td></tr><tr><td>8</td><td>28.5</td><td>37.5</td><td>21.2</td><td>3.2</td><td>15.9</td><td>12</td><td>260.5</td><td>8月18日</td><td>75.5</td></tr><tr><td>9</td><td>24.0</td><td>33.8</td><td>13.0</td><td>3.3</td><td>20.6</td><td>12</td><td>98.0</td><td>9月16日</td><td>24.5</td></tr><tr><td>10</td><td>18.1</td><td>30.9</td><td>8.0</td><td>3.4</td><td>18.6</td><td>17</td><td>417.5</td><td>10月22日</td><td>144.0</td></tr><tr><td>11</td><td>11.7</td><td>24.2</td><td>2.8</td><td>3.0</td><td>15.4</td><td>7</td><td>39.5</td><td>11月18日</td><td>15.0</td></tr><tr><td>12</td><td>5.8</td><td>15.4</td><td>-1.2</td><td>3.6</td><td>13.1</td><td>3</td><td>27.0</td><td>12月24日</td><td>21.5</td></tr></table> 資料：春日井市統計書 平成 30 年版	年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日 最 大 降 雨 量		平 均	最 高	最 低	平 均	最 高	月 日	降 雨 量	℃	℃	℃	m	m	月 日	降 雨 量	平成25年	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5	26	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月6日	96.0	27	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0	28	17.1	39.2	-5.0	3.4	16.6	114	1,506.5	9月20日	99.5	29	16.2	37.7	-3.4	3.5	20.6	108	1,428.0	10月22日	144.0	29年 1	4.9	14.5	-3.4	3.7	14.4	6	23.0	1月8日	14.5	2	5.3	14.7	-1.5	4.4	14.4	5	37.0	2月23日	19.5	3	8.5	20.6	0.6	4.4	15.5	7	49.0	3月21日	26.0	4	15.1	28.3	3.8	3.8	16.5	11	127.5	4月17日	38.5	5	21.0	34.7	10.1	3.1	11.8	6	45.0	5月25日	14.0	6	22.8	33.7	14.4	3.5	13.8	8	131.0	6月30日	75.0	7	28.7	37.7	21.1	2.6	10.2	14	173.0	7月4日	62.5	8	28.5	37.5	21.2	3.2	15.9	12	260.5	8月18日	75.5	9	24.0	33.8	13.0	3.3	20.6	12	98.0	9月16日	24.5	10	18.1	30.9	8.0	3.4	18.6	17	417.5	10月22日	144.0	11	11.7	24.2	2.8	3.0	15.4	7	39.5	11月18日	15.0	12	5.8	15.4	-1.2	3.6	13.1	3	27.0	12月24日	21.5	情報の追加
年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日 最 大 降 雨 量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	平 均	最 高		最 低	平 均			最 高			月 日	降 雨 量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	℃	℃	℃	m	m			月 日	降 雨 量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
平成24年	15.8	37.4	-5.3	3.6	23.5	99	1,192.0	9月30日	70.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
25	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
26	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月6日	96.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
27	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
28	17.1	39.2	-5.0	3.4	16.6	114	1,506.5	9月20日	99.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
28年 1	5.6	16.5	-5.0	3.4	13.0	5	43.0	1月29日	23.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	6.5	21.6	-2.5	3.9	14.5	6	63.5	2月20日	25.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	10.7	22.5	-0.7	4.1	14.6	6	99.0	3月19日	51.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	16.1	27.5	4.5	4.1	16.6	10	164.5	4月4日	48.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	21.1	34.1	12.3	3.6	13.6	12	113.5	5月17日	22.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	23.4	36.0	14.1	3.2	13.4	14	201.5	6月23日	60.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	27.2	38.0	19.9	2.7	13.3	7	126.0	7月9日	51.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	28.8	39.2	19.8	3.1	12.7	10	103.5	8月2日	44.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	25.2	35.6	16.7	2.9	15.7	18	325.5	9月20日	99.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	19.6	31.7	9.0	3.3	12.9	10	134.0	10月17日	47.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	12.4	22.4	3.4	3.4	14.4	10	64.0	11月27日	21.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	8.4	19.3	-0.1	3.5	14.2	6	68.5	12月13日	25.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
年 月	気 温			風 速		降雨日数	降 雨 量	日 最 大 降 雨 量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	平 均	最 高	最 低	平 均	最 高			月 日	降 雨 量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	℃	℃	℃	m	m			月 日	降 雨 量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
平成25年	16.4	37.8	-3.4	3.7	20.6	91	1,126.5	9月4日	94.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
26	16.1	37.8	-2.0	3.7	18.8	111	1,247.0	8月6日	96.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
27	16.7	42.0	-1.7	3.5	22.5	117	1,565.5	8月29日	57.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
28	17.1	39.2	-5.0	3.4	16.6	114	1,506.5	9月20日	99.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
29	16.2	37.7	-3.4	3.5	20.6	108	1,428.0	10月22日	144.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
29年 1	4.9	14.5	-3.4	3.7	14.4	6	23.0	1月8日	14.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	5.3	14.7	-1.5	4.4	14.4	5	37.0	2月23日	19.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	8.5	20.6	0.6	4.4	15.5	7	49.0	3月21日	26.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	15.1	28.3	3.8	3.8	16.5	11	127.5	4月17日	38.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5	21.0	34.7	10.1	3.1	11.8	6	45.0	5月25日	14.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
6	22.8	33.7	14.4	3.5	13.8	8	131.0	6月30日	75.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	28.7	37.7	21.1	2.6	10.2	14	173.0	7月4日	62.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
8	28.5	37.5	21.2	3.2	15.9	12	260.5	8月18日	75.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
9	24.0	33.8	13.0	3.3	20.6	12	98.0	9月16日	24.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10	18.1	30.9	8.0	3.4	18.6	17	417.5	10月22日	144.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
11	11.7	24.2	2.8	3.0	15.4	7	39.5	11月18日	15.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
12	5.8	15.4	-1.2	3.6	13.1	3	27.0	12月24日	21.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

頁	行	修 正 前												修 正 後												備 考		
		(2) 警報・注意報発表状況												(2) 警報・注意報発表状況												情報の追加		
		年	月	警 報	大 雨	洪 水	暴 風	その他	注意報	大 雨	洪 水	雷	強 風	その他	年	月	警 報	大 雨	洪 水	暴 風	その他	注意報	大 雨	洪 水	雷		強 風	その他
		平成24年		28	13	11	3	1	267	45	41	68	36	77	平成25年		10	5	5	0	0	229	33	32	53		30	81
		25		10	5	5	0	0	229	33	32	53	30	81	26		16	7	6	2	1	271	46	45	67		17	96
		26		16	7	6	2	1	272	46	45	67	18	96	27		6	3	2	1	0	181	25	21	51		12	72
		27		6	3	2	1	0	181	25	21	51	12	72	28		11	5	5		1	216	33	34	69		9	71
		28		11	5	5		1	216	33	34	69	9	71	29		16	9	4	2	1	224	38	20	63		15	88
		28年 1		1	0	0	0	1	11	0	0	0	0	11	29年 1		1	0	0	0	1	15	0	0	0		1	14
		2		0	0	0	0	0	14	1	1	4	0	8	2		0	0	0	0	0	17	0	1	2		3	11
		3		0	0	0	0	0	18	0	1	3	0	14	3		0	0	0	0	0	21	0	0	3		1	17
		4		0	0	0	0	0	20	2	2	4	3	9	4		0	0	0	0	0	21	1	1	6		2	11
		5		0	0	0	0	0	18	3	2	4	2	7	5		0	0	0	0	0	21	2	2	7		1	9
		6		0	0	0	0	0	15	3	3	7	0	2	6		0	0	0	0	0	19	5	5	6		0	3
		7		0	0	0	0	0	18	4	4	10	0	0	7		4	3	1	0	0	30	11	5	14		0	0
		8		6	3	3	0	0	39	10	10	17	0	2	8		7	4	2	1	0	30	10	4	13		2	1
		9		4	2	2	0	0	24	7	8	8	1	0	9		1	1	0	0	0	16	4	0	6	1	5	
		10		0	0	0	0	0	18	3	3	6	1	5	10		3	1	1	1	0	18	5	2	4	3	4	
		11		0	0	0	0	0	9	0	0	3	1	5	11		0	0	0	0	0	7	0	0	1	1	5	
		12		0	0	0	0	0	12	0	0	3	1	8	12		0	0	0	0	0	9	0	0	1	0	8	
		※春日井市を対象に発表された状況。 資料：春日井市統計書 平成 29 年版												※春日井市を対象に発表された状況。 資料：春日井市統計書 平成 30 年版														
233	23	資料5 東海地方に影響のあった主な台風 1～31 (略) (追加)												資料5 東海地方に影響のあった主な台風 1～31 (略) 32 平成 29 年 10 月 22 日～23 日の台風 21 号 10 月 16 日 03 時にカロリン諸島で発生した台風第 21 号は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、21 日には超大型で非常に強い勢力となり日本の南海上を北上した。22 日夜遅くには東海道沖を北北東に進んだ後、23 日 03 時頃に超大型で強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま静岡県及び関東地方を北東に進み、23 日 15 時に北海道の東で温帯低気圧に変わった。 愛知県では 22 日から 23 日にかけて、台風 21 号や前線の影響												情報の追加		

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			により広い範囲で大雨や強風となり、23 日は暴風となったところがあった。このため、人的被害や住家被害、河川の越水などの被害が発生した。 33 平成 30 年 7 月 28 日～29 日の台風 12 号 7 月 25 日 03 時に日本の南で発生した台風第 12 号は、26 日 21 時には強い勢力となり発達しながら北上し、28 日は次第に進路を西よりに変え伊豆諸島付近を北西に進んだ。台風は、暴風域を伴い強い勢力を維持したまま東海道沖を西へ進み、29 日 01 時頃に三重県伊勢市付近に上陸した。東海地方を西へ進んだ非常に珍しい台風となった。 愛知県では 28 日から 29 日にかけて非常に強い風が吹き、29 日は暴風となった所があった。このため、強風による人的被害が発生したほか、広域の停電や鉄道の運休などライフラインや交通機関に大きな影響があった。 34 平成 30 年 8 月 22 日～24 日の台風第 20 号 18 日 21 時にトラック諸島近海で発生した台風第 20 号は、小笠原諸島の南西海上を発達しながら北西に進み、22 日 12 時に非常に強い勢力となり日本の南を北西に進んだ。23 日は、四国の南海上を北上し、強い勢力で暴風域を伴ったまま 23 日 21 時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま四国地方および近畿地方を北上し、24 日 02 時に日本海に抜けた後、24 日 15 時に秋田県沖で温帯低気圧に変わった。 三重県では 22 日夜遅くから雨が降り、24 日にかけて大雨となった。降り始めの 22 日 22 時から 24 日 20 時までの総雨量の多い所は、大台町宮川 448.5mm、尾鷲 311.0mm、御浜 262.0mm の雨を観測した。台風が三重県に接近した 24 日未明に、尾鷲の最大風速は 24 日 00 時 31 分に南南東の風 19.4m/s、最大瞬間風速は 24 日 00 時 30 分に南南東の風 36.3m/s を観測した。海上では台風の接近に伴って、波が高くうねりを伴い、23 日夜遅くには外海で 9m を超え猛烈なしけとなった。このため、人的被害があったほか、鉄道の運休や船舶の欠航、停電など、交通機関やライフラインに影響があった。 35 平成 30 年 9 月 4 日～5 日の台風 21 号	情報の追加 情報の追加 情報の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		(注) (略) 資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成 29 年修正）	<u>8 月 28 日 09 時に南鳥島近海で発生した台風第 21 号は、マリアナ諸島を発達しながら西に進み、31 日 09 時に猛烈な勢力となった。その後は非常に強い勢力で日本の南海上を北上し、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して 4 日 12 時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま北北東に進み、14 時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸、15 時には若狭湾に達し、日本海沿岸を北上した後、5 日 09 時に間宮海峡で温帯低気圧に変わった。</u> <u>愛知県では 4 日から 5 日にかけて猛烈な風が吹き、4 日には県内の広い範囲で暴風となり海上では猛烈なしけとなった。また、台風の北上に伴って流れ込んだ雨雲の影響により大雨となった所があった。このため、強風による人的被害や建物の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域の停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。</u> 36 <u>平成 30 年 9 月 29 日～10 月 1 日の台風第 24 号</u> <u>9 月 21 日 21 時にマリアナ諸島付近で発生した台風第 24 号は、フィリピンの東海上を発達しながら西北西に進み、25 日 00 時には猛烈な台風となった。30 日は次第に速度を速めながら四国の南海上を北東に進み、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して、30 日 20 時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10 月 1 日 12 時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。</u> <u>愛知県では、台風が強い勢力のまま愛知県西部を通過したため、豊橋で最大風速 27.1m/s を観測し、2005 年の統計開始以来 1 位の記録的な暴風となった。最大瞬間風速は 38.1m/s で 2008 年の統計開始以来 2 位であった。また、台風本体の雨雲がかかった 30 日夜を中心に東三河北部では一時的に猛烈な雨が降った所があった。このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域および長時間にわたる停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。</u> (注) (略)	情報の追加

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
			資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成 30 年修正）	
237	1	東海地方に影響のあった主な台風（進路図） （追加）	東海地方に影響のあった主な台風（進路図）  平成29年10月の台風第21号  平成30年7月の台風第12号  平成30年8月の台風第20号  平成30年9月の台風第21号	情報の追加

頁	行	修	正	前	修	正	後	備	考							
																
					平成30年9月の台風第24号 資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成 30 年修正）											
				資料：愛知県地域防災計画附属資料（平成 29 年修正）												
240	12	資料 9 災害対策本部組織体制・事務分掌			資料 9 災害対策本部組織体制・事務分掌			体制の整理 対策の整理								
		<table><tr><th>部長 総括責任者</th><th>担当課</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> 本部事務局部 部長 ◎総務部長 （追加） 総括担当者 「本部班」 ◎市民安全課長 「総務班」 ◎総務課長</td><td>「本部班」 市民安全課</td><td>1 災害対策本部の設置、廃止及び庶務に関すること。 2 部長会議に関すること。 3 被害状況の集約に関すること。 4 被害状況の関係機関への伝達に関すること。 5 避難情報の検討、発令に関すること。 6 自衛隊の派遣要請及び広域応援要請の決定に関すること。 7 国・県・関係機関等との連絡調整に関すること。 8 災害応急対策全般の調整に関すること。 9 各部との連絡調整及び活動状況の集約に関すること。 10 災害復興計画の企画立案に関すること。（総務班と協働する。）</td></tr></table>	部長 総括責任者	担当課	主な事務分掌	本部事務局部 部長 ◎総務部長 （追加） 総括担当者 「本部班」 ◎市民安全課長 「総務班」 ◎総務課長	「本部班」 市民安全課			1 災害対策本部の設置、廃止及び庶務に関すること。 2 部長会議に関すること。 3 被害状況の集約に関すること。 4 被害状況の関係機関への伝達に関すること。 5 避難情報の検討、発令に関すること。 6 自衛隊の派遣要請及び広域応援要請の決定に関すること。 7 国・県・関係機関等との連絡調整に関すること。 8 災害応急対策全般の調整に関すること。 9 各部との連絡調整及び活動状況の集約に関すること。 10 災害復興計画の企画立案に関すること。（総務班と協働する。）		<table><tr><th>部長 総括責任者</th><th>担当課</th><th>主な事務分掌</th></tr><tr><td> 本部事務局部 部長 ◎総務部長 ○総務部参事 総括担当者 「本部班」 ◎市民安全課長 「総務班」 ◎総務課長</td><td>「本部班」 市民安全課</td><td>1 災害対策本部の設置、廃止及び庶務に関すること。 2 部長会議の開催に関すること。 3 被害状況の集約に関すること。 4 被害状況の関係機関への伝達に関すること。 5 避難情報の検討、発令に関すること。 6 自衛隊の派遣要請及び広域応援要請に関すること。 7 国・県・関係機関等との連絡調整に関すること。 8 災害応急対策全般の調整に関すること。 9 各部との連絡調整及び活動状況の集約に関すること。 10 災害復興計画の企画立案に関すること。（総務班と協働する。）</td></tr></table>	部長 総括責任者	担当課	主な事務分掌	本部事務局部 部長 ◎総務部長 ○総務部参事 総括担当者 「本部班」 ◎市民安全課長 「総務班」 ◎総務課長
部長 総括責任者	担当課	主な事務分掌														
本部事務局部 部長 ◎総務部長 （追加） 総括担当者 「本部班」 ◎市民安全課長 「総務班」 ◎総務課長	「本部班」 市民安全課	1 災害対策本部の設置、廃止及び庶務に関すること。 2 部長会議に関すること。 3 被害状況の集約に関すること。 4 被害状況の関係機関への伝達に関すること。 5 避難情報の検討、発令に関すること。 6 自衛隊の派遣要請及び広域応援要請の決定に関すること。 7 国・県・関係機関等との連絡調整に関すること。 8 災害応急対策全般の調整に関すること。 9 各部との連絡調整及び活動状況の集約に関すること。 10 災害復興計画の企画立案に関すること。（総務班と協働する。）														
部長 総括責任者	担当課	主な事務分掌														
本部事務局部 部長 ◎総務部長 ○総務部参事 総括担当者 「本部班」 ◎市民安全課長 「総務班」 ◎総務課長	「本部班」 市民安全課	1 災害対策本部の設置、廃止及び庶務に関すること。 2 部長会議の開催に関すること。 3 被害状況の集約に関すること。 4 被害状況の関係機関への伝達に関すること。 5 避難情報の検討、発令に関すること。 6 自衛隊の派遣要請及び広域応援要請に関すること。 7 国・県・関係機関等との連絡調整に関すること。 8 災害応急対策全般の調整に関すること。 9 各部との連絡調整及び活動状況の集約に関すること。 10 災害復興計画の企画立案に関すること。（総務班と協働する。）														

頁	行	修 正 前			修 正 後			備 考
			「総務班」 総務課	(略)		「総務班」 総務課	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		技術部 部長 ◎建設部長 ○上下水道部長 ○まちづくり推進部長 (追加) 総括担当者 ◎河川排水課長 ○道路課長 公園緑地課長 住宅施設課長 上下水道経営課長 上下水道業務課長 水道工務課長 下水建設課長 都市政策課長 都市整備課長 ニュータウン創生課長 建築指導課長	河川排水課 道路課 公園緑地課 住宅施設課 上下水道経営課 上下水道業務課 水道工務課 下水建設課 都市政策課 都市整備課 ニュータウン創生課 建築指導課	(略)	技術部 部長 ◎建設部長 ○上下水道部長 ○まちづくり推進部長 ○建設部次長兼 まちづくり推進部次長 総括担当者 ◎河川排水課長 ○道路課長 公園緑地課長 住宅施設課長 上下水道経営課長 上下水道業務課長 水道工務課長 下水建設課長 都市政策課長 都市整備課長 ニュータウン創生課長 建築指導課長	河川排水課 道路課 公園緑地課 住宅施設課 上下水道経営課 上下水道業務課 水道工務課 下水建設課 都市政策課 都市整備課 ニュータウン創生課 建築指導課	(略)	

